

2 川 監 公 第 1 6 号
令和 2 年 8 月 1 7 日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和 2 年 6 月 1 8 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

(別紙)

2川監第367号

令和2年8月17日

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 川口 洋一 様

同 篠原 義仁 様

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

川崎市職員措置請求について（通知）

令和2年6月18日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1（事実証明書は添付省略）及び別紙2のとおり、令和元年東日本台風（台風第19号。以下「本件台風」という。）による川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）における収蔵品の浸水被害は、市及び指定管理者である「アクティオ・東急コミュニティー共同事業体（以下「指定管理者」という。）」の違法若しくは不当な財産の管理（又は財産の管理を怠る事実）によるものであるとし、市長及び関係職員並びに指定管理者に対し、市の被った損害を賠償させるよう勧告することを求めている。

2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和2年6月23日付けでこれを受理し、監査対象局を市民文化局とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年7月2日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人からは、追加の事実証明書ほか2点（いずれも添付省略）の提出があった。この際、同条第8項の規定に基づく市民文化局の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和2年7月2日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」及び市が令和2年4月に公表した「令和元年東日本台風における市民ミュージアムの対応に係る検証報告書（以下「検証報告書」という。）」（いずれも添付省略）の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙4のとおりである。

3 監査対象事項

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履

行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

請求人は、本件措置請求の対象が「違法若しくは不当な財産の管理」又は「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」のどちらに当たるのかを特定していないが、本件措置請求書並びに請求人の陳述内容を勘案すると、市民ミュージアムの立地特性上、浸水の危険性があったにもかかわらず収蔵品を地下収蔵とし、川崎市洪水ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ」という。）の改定後もこれを改めずに継続していたこと、また、本件台風に対して必要な措置を講じていなかったことが違法若しくは不当であると主張しているため、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」を主張するものと解される。

また、請求人は、上記怠る事実について、市には地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号。以下「地財法」という。）第 8 条に違反した不法行為責任があり、指定管理者には平成 29 年 2 月 28 日付けで市と指定管理者が締結した「川崎市市民ミュージアムの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）」第 18 条に違反した債務不履行責任があるとし、市長及び関係職員並びに指定管理者に対する損害賠償請求を求めているが、上記のとおり住民監査請求の対象は、執行機関又は職員による財務会計上の行為又は怠る事実に限定されていることから、指定管理者による怠る事実は監査の対象とならない。

以上により、指定管理者に対する請求は却下することとし、市民ミュージアムにおける収蔵品の管理等において、市が違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があったといえるかを監査対象事項とした。

4 補充書の不受理

法第 242 条第 7 項の規定に基づく証拠の提出期限は、住民監査請求における証拠の提出及び陳述等に関する要綱（平成 15 年 12 月 26 日委員決裁 15 川監第 429 号）第 2 条第 2 項の規定により陳述の日までとしており、ただし、監査委員がやむを得ないと認めるときは、この限りでないとしている。

請求人からは、令和 2 年 7 月 17 日付けで「監査請求書の補充書」ほか 14 点（いずれも添付省略）が提出されたが、既に上記期限を経過しており、やむを得ないと認めるに足りる事情の主張もないことから、これを受理しないこととした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認等

請求人及び関係職員の陳述並びに関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 市民ミュージアムについて

市民ミュージアムは、川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年条例第45号。以下「条例」という。）に基づき、昭和63年11月に中原区の等々力緑地（川崎市所有地）に設置された。建物は地下1階・地上3階建てで、地階には第1から第9までの収蔵庫等が置かれ、収蔵品の数は約259,800点に上る（平成31年3月31日現在）。市民ミュージアム設置の経過について、市によれば、等々力緑地へ立地することとした理由等は不明であるが、収蔵場所については、温湿度管理の観点のほか災害等のリスクも考慮し、他都市において事例の多かった地下収蔵にしたものと推定されている。

市民ミュージアムには、平成29年4月に指定管理者制度が導入された。指定管理者が行う業務の範囲は、条例第3条の4の規定により「考古、歴史、民俗、絵画、工芸、漫画、写真、ポスター、映像等に係る実物、複製、模型等の資料及び作品の収集、保管、展示等を行う業務その他の市民ミュージアムの管理のために必要な業務」とされているほか、基本協定書等において詳細が定められている。

(2) 洪水ハザードマップについて

洪水ハザードマップは平成16年に策定されたが、平成27年に水防法（昭和24年法律第193号）が一部改正され、国土交通省から新たな浸水想定区域等が公表されたことに基づき、市において改定作業が進められ、市民ミュージアムが位置する中原区版は、平成30年3月に改定された。

市民ミュージアム周辺は、多摩川水系の洪水浸水想定区域に含まれており、想定浸水深は、改定前は最大3～5メートルであったが、改定後は最大5～10メートルとされた。想定する降雨量は2日間の総雨量として、改定前は457ミリメートル、改定後は588ミリメートルであり、前者は「200年に1回程度の確率」、後者は「1000年に1回程度発生する可能性のある降雨量を上回る設定」とされている。

市民ミュージアムを所管する市民文化局では、施設の老朽化等の他の課題と併せて、上記洪水浸水想定区域であることへの対応が課題であるとし、令和元年度の全庁的な主要課題調整会議（サマーレビュー）においてこれらを共有するとともに、次期指定管理の手続きに着手する令和2年度末に向けて検討を進めていくところであった。

(3) 本件台風及び浸水被害の概要について

本件台風は、令和元年10月12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、翌13日未明に東北地方の東海上に抜けた。

検証報告書によれば、市は12日10時に川崎市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置するとともに、市内の土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域に避難勧告を発令、19時には中原区内の洪水浸水想定区域に避難指示（緊急）を発令し、23時には川崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置した（上記避難指示及び避難勧告は翌13日6時に解除）。中原区（地点名：中原区役所道路公園センター）の総雨量は、12日までの3日間で257ミリメートル（12日のみで238ミリメートル）を記録し、多摩川の河川水位は、市民ミュージアムを含む等々力排水区の排水先付近にある田園調布（下）水位観測所において、12日23時頃に計画高水位（A.P.（多摩川における水位の高さの基準面でArakawa Peilの略）+10.22メートル）を超えるA.P.+10.31メートルが観測された。

市民ミュージアムにおいては、12日19時30分頃、地階の中央監視室にいた設備員（指定管理者の職員）により地下駐車場から中央監視室への浸水が確認された。これを受け、施設スタッフは、地階にある収蔵庫への浸水を防ぐため、収蔵庫入り口である鉄扉の前に土のうを15個設置した。その後、20時頃に未整理室と収蔵庫前室との間にあるシャッターが破壊されたことにより大量の水が浸入し、収蔵庫前通路にて排水作業を行っていた施設スタッフの太ももの高さまで水位が急激に上昇したため、作業を中断して上層階に避難した。21時40分頃に全館が停電し、さらに水位は上昇を続け、24時頃には、未整理室には地階床面から3.24メートル程度まで上昇した。

地階への流入水量は約16,000立方メートルと推計され、市民ミュージアム内の第1ないし第9収蔵庫の浸水の高さは1.95メートルから2.55メートルと計測されており、約22.9万点の収蔵品に被害が発生した。地下駐車場の水は、主として市民ミュージアムの南側に立地するとどろきアリーナや南西側に立地する四季園の方から流れ込み、これらの施設より低い位置にある市民ミュージアム地下駐車場壁から滝のように流入したものと推認される。それらの水は、上記各施設のさらに南西の道路（市道宮内58号線）から流れてきていることが確認されている。

等々力緑地の浸水の原因について、等々力排水区では昭和57年の等々力水処理センターの稼働以降、本件台風による被害と同様の浸水被害は起きておらず、12日も等々力水処理センター及び等々力ポンプ場のポンプ排水は正常に運転していた。

しかし、12日午前から午後にかけて多摩川上流や河川付近の降雨が大量に河川に流れ込み水位が急上昇したため、同日16時頃に放流渠からの河川放流量がピーク（1秒あたり約18立方メートル）に達した後に減少に転じる一方、その後も河川水

位が上昇を続け、計画高水位を超える過去にない河川水位となる中、自然流下であった等々力雨水幹線から放流渠に向けた水の流れが押し戻され、自然排水区内における地盤高の低いマンホール（A.P. +9.014～A.P. +9.314メートル）等から溢水した可能性があるとしてされている。

（４）市民ミュージアムにおける本件台風への対応について

指定管理者は本件台風の接近以前から、基本協定書に基づき危機管理マニュアルや消防計画といった防災に関する計画を策定し、必要となる設備及び資機材を整え、利用者の安全対策や施設の老朽化による漏水対策及び強風飛散対策を実施しており、本件台風に対しても同様の備えを行ったとされる。

その設備や対応等を整理すると、おおむね次のとおりである。

【設備及び資機材（令和元年10月12日時点）】

種別	具体的な内容
浸水対応用既設設備	雨水槽の排水ポンプ（1.1 m ³ /分×2台）
浸水、漏水対応用資材	土のう 15個、給水マット 50枚程度、ウエス 100枚以上、ブルーシート及びバケツ（複数）
その他資材	ライト、懐中電灯、作業灯、無線機、拡声器、デジタルカメラ、各種工具、電源延長コード、ヘルメット、レインコート、長靴、軍手、ゴム手袋、マスク、ロープ、スコップ、融雪剤等（各複数）

【対応経過（主体について記載がない事項は指定管理者によるもの）】

日付	時間	内容
10月7日	午後	・排水溝の点検及び清掃を実施
10月8日	10時頃	・東急コミュニティー本社から指定管理者に対し、台風への事前対応（下記）及び情報収集の指示 *漏水履歴のある部位の再度確認、漏水発生時の対応準備 *ルーフドレン、排水目皿、側溝の状況確認と堆積物の除去 *強風による物品の飛散防止並びに防滑対策 *土のう・防潮板等の確認と準備 *その他館内外の安全確保に必要な対策 *エントランス等への降雨、吹き込み、傘からの雨だれ等への清掃体制の準備
	12時頃	・台風の進路や勢力の予報を踏まえ、上陸時期における施設の休館も含めた方針について、市と検討を開始
10月10日	10時頃	・ルーフドレンの点検及び清掃を実施
	17時頃	・10月12日及び13日を臨時休館とする可能性があることを、市民ミュージアムHPに掲載するとともにSNSで発信
10月11日	午前	（鉄道会社が台風による計画運休を発表）
	12時頃	・台風の状況等を踏まえ、10月12日及び13日は臨時休館とすることを市に連絡。市は休館を了承するとともに、台風に対する準備を要請
	13時頃	・アクティオ本社から館長に対し、台風に対する事前準備（臨時休館、強風による飛散防止等）及び情報収集（台風の最新

		情報、公共交通機関運行情報等)の連絡
	13時頃	・10月12日及び13日は臨時休館とすることを、市民ミュージアムHPに掲載するとともにSNSで発信
	午後	・排水設備(排水溝、各種排水槽、排水ポンプ)及び土のう等の点検を行い、異常がないことを確認
	17時頃	・市から指定管理者に対し、有事の際の連絡体制を確認(館長と市担当課長間を基本とする) ・12日は夜間(休館日)の体制を、通常の2名から4名に増員して対応することを決定し、館長から市にその旨を連絡 ・強風飛散対策(ベンチ、バリケード、カラーコーン、ゴミ箱を建物内へ移動等)を実施
	18時頃	・漏水懸念箇所へ給水マット、ウエス、バケツの設置などの対策を実施
10月12日	午前～午後	・建物内を巡回点検し窓際から漏水している箇所等に順次対応 ・多摩川の水位情報をテレビ、インターネット等で随時確認
	18時00分	・風雨が強まった状況について市へ連絡。現時点では特段の異常がないことを確認した上で、市から指定管理者に対し、状況に変化があれば連絡するよう指示
	19時30分	・中央監視室にて設備員が駐車場側扉からの浸水を確認 その後、荷解梱包室にてローディング、ドライエリアの水位が上がってきていることを確認 ・収蔵庫前へ土のう15個設置するとともに、建物内の雑排水槽及び機械室内の排水槽のマンホールを開放し排水実施 ・設備員から館長及び東急コミュニティー本社へ状況を連絡。館長から市及びアクティオ本社へ状況を連絡
	20時00分	・排水作業中に地下1階シャッターが破壊され大量浸水。水位が60cm程度まで急激に上昇したため上層階(3階)へ退避 ・設備員から館長及び東急コミュニティー本社へ状況を連絡。館長から市及びアクティオ本社へ状況を連絡 ・その後、自動火災報知設備の短絡により全館自動火災設備が作動
	21時00分	・館長から市に、浸水及び施設スタッフの避難状況等について連絡。市からは、状況に変化があれば連絡するよう指示 ・市と指定管理者とで、翌朝に現地確認する方針を確認
	21時40分	・全館停電が発生。地下電気室内での水位が上昇したため、室内の設備が水を受けて故障したことが原因と考えられる ・停電により固定電話が使用不能となる(以降の連絡は職員個人携帯電話を使用)
	22時00分	・駐車場部分で地面から高さ2.7m程度まで浸水(浸水の高さは後日計測したもの。以下同) ・建物内南側内部階段で地下床面から高さ1.7m程度まで浸水
	23時00分	・建物内南側内部階段で地下床面から高さ2.4m程度まで浸水 ・建物内北側内部階段で地下床面から高さ2.35m程度まで浸水
	24時00分	・東急コミュニティー本社担当者現地到着 ・建物内南側内部階段で、地下床面から高さ3.24m程度まで浸水していることを確認
10月13日	7時40分	・市職員が現地に到着
	8時00分	・市及び指定管理者により、施設内(1階から3階)及び施設

	周辺の状況確認 ・外壁パネル剥がれがあった区域周辺に、立入禁止範囲を設置 ・市と地下駐車場に溜まった水の排水を要請協議
10時10分	・現地対策会議を開催（市及び指定管理者）し、当面の休館を決定したほか、各種対応方法を検討
14時30分	・現地対策会議を開催（市及び指定管理者）し、固定電話が使用できない中での連絡体制や、今後の運營業務及び体制、対策本部の運用等を協議
午後	・当面休館とすることを市民ミュージアムHP及びSNSに掲載 ・企画展示室2の外扉破損部分にブルーシートによる養生を行い設置し、目隠しのため展示用の壁面ボックスを設置 ・地下駐車場へのスロープの出入口を閉鎖 ・施設に電源供給ができておらず電話回線も不通のため、とどろきアリーナへ仮設事務所設置の依頼（その後、10月15日にアリーナ内の会議室に仮設事務所を設置）
18時00分	・建物内に、電池式ランタン等の仮設照明設置

なお、市民ミュージアムが昭和63年11月に設置されて以降、台風や集中豪雨により、中原区において本件台風の257ミリメートルを超える雨量を記録したことが計7回あったが、いずれにおいても本件台風による浸水被害のような建物への浸水は生じておらず、雨水に関しては既設のポンプ等により排水が行われていたとされ、上記以外の集中豪雨で地下駐車場に一時的に雨水が溜まったこともあったが、その際も既設のポンプ等による排水により建物内への浸水は防止されたとされる。

2 監査委員の判断

(1) 収蔵品の管理方法について

市民ミュージアムには指定管理者制度が導入されており、条例及び基本協定書の各規定を踏まえると、指定管理者の権限・責任は広範にわたるといえるが、収蔵品は指定管理者に帰属するものではなく、あくまで市が所有する財産である。なお、基本協定書第27条では、「指定管理者は本業務の実施に関連して災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市に緊急事態発生を旨を通報し、市の指示に従うものとする」と定めている。当該規定の趣旨は「緊急時に指定管理者は必要な措置を講じるとともに、市に通報し、その指示に従う」というものであるが、緊急時の対応として指定管理者に委託した範囲以外については、市に管理責任があることを当然の前提とするものである。

そこで、請求人が主張する地財法第8条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と定めているが、具体的な管理方法については、執行機関の合

理的な裁量に委ねられているものと解される。

そうすると、市民ミュージアムにおける収蔵品の管理が地財法第8条に反し、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実等に該当することとなるのは、収蔵品の管理における市の判断に裁量権の著しい逸脱又は濫用があり、地財法第8条の趣旨を没却するような特段の事情が認められる場合に限るものと解するのが相当である。以下、検討する。

(2) 地下収蔵について

前記事実関係のとおり、市民ミュージアムを等々力緑地に立地することとした理由は不明であるが、収蔵場所については、温湿度管理の観点のほか各種リスクを考慮して決定したとされている。この点、材質による違いはあるが、一般的に文化財や美術品等は、温度や湿度の影響を強く受けるものであるから、温湿度の管理は収蔵品の保存環境において基本的かつ重要な事柄であるといえる。さらに、収蔵品の管理においては日常的な防犯や情報管理等のほか、地震や風水害等の自然災害、火災や停電等の事故など様々なリスクを考慮する必要があるところ、市は、これらを勘案し、他都市の事例も踏まえ地下収蔵としたものと推察される。

また、本件台風による浸水被害は自然流下であった等々力雨水幹線が逆流して内水氾濫が発生したことによる可能性が高いこと、昭和63年11月以降、中原区では257ミリメートルを超える雨量を記録したことが7回あるものの、建物への浸水被害は生じておらず、雨水に関して排水ポンプ等の設備や資機材で正常に排水が行われていたこと、多摩川の計画高水位を超えるような降雨を経験したことがなく、内水氾濫が発生したこともなかったこと等に鑑みると、市が本件台風による浸水被害を事前に予見して対策をとることは極めて困難であったものと推認される。

この点について、請求人は、地下収蔵を見直し、多摩川の溢水に限らず、浸水の危険性が高い湿地帯に位置する市民ミュージアムの防災対策にあつては、内水氾濫も想定し、洪水ハザードマップを勘案して絶えず検討を行うべきであったなどと主張する。

しかしながら、洪水ハザードマップは、あくまで河川の氾濫が発生した場合に浸水が想定される範囲とその程度、及び地域の避難場所を示したものであるところ、市は平成30年3月に改定された洪水ハザードマップにおいて、市民ミュージアム周辺が最大5～10メートルの浸水想定区域とされていたため、施設の老朽化等と併せて全庁的に課題を共有し、令和2年度末に向けて検討を進めていくところであったのであるから、洪水ハザードマップ改定後においても、必要な措置を講じずに放置していたとまでは認められない。

したがって、市民ミュージアムの収蔵品の管理における市の判断に裁量権の著し

い逸脱又は濫用があったとはいえない。

(3) 被災当時の市の対応について

請求人は、本件台風への対応に関する市と指定管理者のやりとりが休館問題に終始しており、収蔵品の管理における防災対策等に目が向いていなかったとした上で、本件台風の接近は数日前から予測されていたのであるから、収蔵品を上層階へ移動させていれば浸水被害を未然に防止することができたとし、市民ミュージアムの職員数や設備、時間的余裕を理由に収蔵品の移動は可能であったなどと主張している。

前述したとおり、市民ミュージアムの管理運営における指定管理者の権限・責任は広範にわたることから、現地における直接的な対応については、一義的に指定管理者が担うべきものであるが、被災当日の 10 時には災害警戒本部が、23 時には災害対策本部が設置されており、市民ミュージアムを所管する市民文化局市民文化振興室の担当課長は、川崎市災害対策本部規程（平成 17 年災害対策本部訓令第 1 号。以下「災害対策本部規程」という。）別表第 1 により、いずれの本部においても配下の市民文化部文化振興班長として、所管施設の管理保全に関すること並びに所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関することが分掌されている。

また、市は、本件台風に対する準備を依頼し、指定管理者はこれを受け、排水設備の点検等、事前の対策を実施しているほか、度々、指定管理者から状況報告を受け、その都度指示を出していたことが認められる。

なお、請求人は、平成 16 年 10 月 9 日に 1 階の映像ホールで床上浸水が生じており、本件台風による浸水被害の予見可能性があった旨を主張するが、映像ホールは本件浸水経路から離れた位置にあり、床上浸水の要因も、地面よりも低い位置にある映像ホール非常口外側にたまった雨水が侵入したものとされており、本件台風による浸水被害とは、その態様を大きく異にするものといわざるを得ず、請求人の上記主張は採用できない。

また、請求人は、市民ミュージアムの地上部に土のうを積んだ形跡が見当たらないことから、浸水被害を軽減するための予防措置も講じていなかったと推測される旨主張するが、市は、そもそも当該箇所からの浸水（内水氾濫）を想定しておらず、検証報告書によれば、浸水の経路となった南西側からの水を市民ミュージアムの敷地内に入れないうために必要な土のうの数が 660 個とされていることからしても、本件台風による浸水経路等を予測し、事前に対策がとれた可能性は極めて低いといわざるを得ない。

したがって、本件台風による被災当時の市の判断について、裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用があったとは認められない。

(4) 結論

以上のとおり、市民ミュージアムの収蔵品の管理において、市に違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があったとはいえ、請求人の主張はいずれも理由がない。

よって、本件措置請求は、前記第2－3のとおり、指定管理者による怠る事実があったとする点については、法第242条の要件を欠き不適法であるため、これを却下することとし、その余については、請求人の主張に理由がないため、これを棄却する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

本件台風による浸水被害は、市が予測できなかった内水氾濫によるものではあるが、貴重な財産である収蔵品に甚大な被害が生じたことは紛れもない事実であり、現時点においても、市民ミュージアムは休館しており、再開の見込みは立っていない。

市は、今後、施設のあり方について抜本的な見直しを検討していくとしているが、近年、台風や集中豪雨による被害が増加していることを踏まえ、同様の被害を発生させることのないよう、この間の検証等を通じて明らかとなった課題に真摯に取り組むとともに、大規模な災害の発生が予測される場合等においては、指定管理者との連携は当然のことであるが、関係局・区間において緊密な連携を図り、適切な収蔵品の管理に努められたい。

川崎市職員措置請求書

2020年6月18日

川崎市監査委員 殿

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2 ソシオ砂子ビル7階
川崎合同法律事務所内
かわさき市民オンブズマン
代表幹事 川口 洋一
同 篠原 義仁

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、事実証明書を添付の上、以下のとおりの必要な措置の請求をする。

第1、請求の趣旨

川崎市長は、2019年の台風19号の襲来に伴い、川崎市市民ミュージアム収蔵の収蔵物が、水没したことによって川崎市が蒙った損害について、前記施設に関わる内水氾濫の防止及び収蔵品の管理に関し責任を負う川崎市長及び関係職員並びに指定管理者に対し、相当額の賠償を請求せよ、との勧告をするよう求める。

第2 請求の理由

1、請求人

請求人は、川崎市内の前記肩書地に事務所を置く住民団体（会則もあり、財政基盤を有して会報を定期発行している団体）であり、権利能力なき社団であるが、地方自治体等の不正、不当な行為を監視し、それらの是正を求める活動等を活動目的としてその取組みを進めているところであり、地方自治法の住民監査請求及び住民訴訟の主体である「住民」として、その権利行為をする機能を有するものである。

2、川崎市市民ミュージアムの開館とその後の経緯

(1) 川崎市市民ミュージアムは、博物館機能、美術館機能と映像機能を併せもつ総合文化施設として1988年11月に開館した。

基本テーマは、「都市と人間」で、川崎市市民ミュージアム条例は、設置目的を「考古、歴史、民俗、美術、映像等に関する資料及び作品について所蔵、展示、調査研究等を行うこと等により、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を推進し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与する」と定めるところとなっている。

市民ミュージアムの収蔵品は、約25万点超を数え（現時点では約26万点といわれている）、公立の美術館としては日本一の収蔵量となっている。

その収蔵分野は、考古、歴史、民俗の各分野に加え、川崎市ゆかりの美術・文芸作品、ポスター・版画・写真・漫画・映画・ビデオ等の複製技術による芸術作品に及んでいる。

この業務に関わる学芸員は、博物館法第4条3項で「博物館に専門的職員として学芸員を置く」とされ、同4項で「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関

連する事業についての専門的事項をつかさどる」とされている。つまり、学芸員を配置して専門的に市民ミュージアムの財産管理を行うことを予定している。

- (2) 市民ミュージアムの管理は、本来的には川崎市に管理責任は帰属するが、開設以来、財団法人川崎市市民ミュージアムの手によって担われてきた。しかし、数度の組織改編があり、その管理主体は、1999年には財団法人博物館振興財団川崎市市民ミュージアム、2005年には財団法人川崎市生涯学習財団、2012年には公益財団法人川崎市生涯学習財団となるに至った。

ところで、指定管理者制度とは、従前は出資法人等に限られていた公の施設の管理・運営（「管理委託制度」）を、地方公共団体が指定する法人やその他の団体に「管理委託」ができると「改訂」されたことに基づくものとなっている。

ちなみに、指定管理者制度の実施にあたっては、条例で指定の手續、管理の基準、業務の範囲等を定め、指定管理者の指定には議会の議決が必要となっている。

川崎市は、2015年11月8日から12月にかけて「川崎市市民ミュージアムの管理運営形態の変更について」と題してパブリックコメントを実施した（但し、パブコメは4通のみ）。その上で、川崎市は、2016年2月、川崎市市民ミュージアム条例を改正し、2017年4月1日から指定管理者制度を導入するとした。

2016年4月、川崎市は「川崎市市民ミュージアム指定管理仕様書」（資料7）を公表し、指定管理者の募集を開始した。

この募集に応募したのは、従来、市民ミュージアムを運営してきた公益財団法人川崎市生涯学習財団と乃村工藝社の共同事業体である「市民ミュージアム運営パートナーズ」と、「アクティオ・東急コミュニティー共同事業体」の2者であった。

2016年7月、川崎市指定管理者選定評価委員会は、指定管理者としてアクティオ・東急コミュニティー共同事業体を選定し、10月の川崎市議会は前記共同事業体が指定管理者となることを議決した。

この手續を経て、川崎市は前記共同事業体との間で「川崎市市民ミュージアムの管理運営に関する基本協定書」を締結した（資料8）。

これを具体的にいうと、川崎市（担当部局は川崎市市民文化局）は、2016年（平成28年）4月作成の川崎市市民ミュージアム「指定管理仕様書」第5項において「指定管理者が行う業務の範囲」を定め、そのなかで「施設等の維持管理に関する業務」として⑦施設の保守管理、④施設等の清掃・環境衛生、⑤施設等の保安警備、⑥物品等の管理等の業務内容を規定した。

また、第6項で「事業に関する業務の基準」を定め、そのなかで、(8)として

「(8) 資料等の保管・修復等に関する業務

収蔵する資料等を善良な管理者の注意義務をもって保管及び必要に応じて修復を行うものとします。

ア 実施内容及び実施基準

(ア) 保管

資料等の保管は、科学的・技術的に必要な条件を満たす方法によって行うこと。事故の防止には、万全を期するとともに、地震や火災など想定される危険に対する安全対策を図ること。」

を定めた。

これに対応して、第7項「施設等の運営に関する業務の基準」のところで

「ア実施内容及び実施基準

(ア)災害への対応に関すること

指定管理者は、市民ミュージアムが災害等発生時における現地対策本部、物資の備蓄機能、救護医療スペース等の役割を担う可能性があることを了解し、市の求めに応じるるところに従って当該役割を果たす上で必要な協力を行うものとします。

a 災害対応マニュアル等の作成

管理運営を行う上で予見される様々な危険に備え、非常連絡網の作成や避難通路の確保・表示といった危機管理態勢を明確にして職員に周知するとともに、対応マニュアルを作成し、適宜必要な訓練や講習等を実施すること。

b 災害発生時の対応

事故、災害、犯罪等の緊急事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、負傷者の救護及び利用者の安全を最優先し、また、速やかに事故報告書を市に提出すること。

なお、利用者等の安全確保のためにやむを得ないと判断した場合は、施設の利用を制限、あるいは通常の施設運営を中止し、市及び関係者に対して速やかに通報すること。」

と定めた。

この「指定管理仕様書」に基づいて、2017年（平成29年）2月28日、川崎市長福田紀彦とアクテリオ・東急コミュニティー共同事業体との間で前記基本協定書が締結された。

同基本協定書第7条第1項で管理物件について「管理施設及び管理物からなる」と規定された。

そのうえで第18条（資料及び作品の管理等）において

「第18条 本施設が収蔵する資料及び作品（以下、「収蔵品」という。）については、本条項に基づくほか、乙は、本協定、年度協定、条例、規則、仕様書及び甲が別に定める規定により適正かつ良好な管理等を行わなければならない。

2 収蔵品は、甲が購入したもの、甲が寄贈及び寄託を受けたもの並びに本施設が他の博物館等から借り受けた資料及び作品で、本施設に収蔵している全てのものをいう。

3 乙は、本施設の収蔵庫の保存状態に応じて、専門知識を持つ学芸員等により、最も最適な方法によって必要な修復や清掃等を行わなければならない。

4 乙は、収蔵庫の鍵の管理を徹底し、収蔵庫へ出入りする者を常時把握できる体制を確保しなければならない。

5 甲及び乙は、収蔵品を損傷又は紛失した場合には、第46条及び第47条に基づき対応しなければならない。」

と約定された。

なお、第46条は損害賠償に係る規定で第47条は第三者への賠償規定となっている。

また、第27条（緊急時の対応）において

「第27条 乙は、本業務の実施に関連して災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲に緊急事態発生を旨を通報し、甲の指示に従うものとする。

2 (略)

3 乙は、事故等が発生した場合、甲と協力して事故等の原因調査及び解決に当たるとともに再発防止策を講じ、甲に報告しなければならない。」

と約定された。

したがって、市民ミュージアムの収蔵品の管理の責任は、川崎市に係る財産として当然に第一次責任は川崎市に帰属するが、二次的には、前記基本協定書（「指定管理仕様書」を含む）に基づき、前記指定管理者にも存するところとなっている。

しかるところ、川崎市は、市民ミュージアムの運営に関し、「直轄」からほぼ丸投げに近い形で指定管理者に移行させ、その指定管理の契約期間は、2017年4月1日から2021年3月31日までの5年間で約定された（資料8）。

3、オンブズマンとしての申入活動の開始

(1) いうまでもなく地方自治法242条は、地方自治体の財産につき「違法若しくは不当な財産の管理があるとき」、又は、「違法若しくは不当に財産管理を怠る事実」があるときは住民による監査請求ができると規定している（242条の2が住民訴訟の規定）。

また「違法、不当な公金の支出」も当然監査請求の対象となる。

かわさき市民オンブズマンは、そうした視点からオンブズマン内部で担当者を選定して市民ミュージアムに関する資料について2019年6月21日、情報公開請求を行った（資料1）。

具体的には、第一に各種収蔵品が、指定管理者制度の導入後、正規職員としての学芸員が欠けるなかで適切に管理されているのか、をチェックすることを目的としてその対象となる収蔵品を限定した上で、①民俗、②漫画、③歴史のうちの古文書、④映像（映画、ビデオ）の各収蔵品について、その収蔵品リスト（収蔵品名、収蔵年度、収蔵点数、収蔵方法等記載されているリスト）及びその収蔵品の保管場所リストの情報の公開を求めた。

また、収蔵の方法は、①寄託、②寄贈、③購入の3つがあるが、その①、②、③に係る契約書等（名称を問わない）につき、適正に管理されているか否かのチェックを目的として情報の公開を請求した。

また、第二に、適正な公金の支出が行われているかどうかをチェックするため、①2017年4月～6月開催のオープニング企画の「アンデルセン展」及び②2017年10月～11月開催の「ハイチアート展」の委託契約書、委託料支払の協定書、委託料支払の領収書・送金票などの情報の公開を請求した。

なお、オープニング企画の「アンデルセン展」に関しては、その企画に関連して開催されたレセプション企画の契約書、費用明細書、領収書などの情報の公開も請求した。

2019年7月17日、川崎市から2000枚を超える膨大な資料が情報公開された（資料2。但し、費用精算の事務処理の遅れから、実質的な情報公開は約1週間後）。

(2) かわさき市民オンブズマンは、公開された情報について、川崎市発行の公刊物等と照合して、分析、検討を進め、いくつかの疑問、問題点を見つけ出したため、その解明を求めて、2019年9月2日に本来的な財産管理者である川崎市及び担当部局の市民局に対し、疑問解明のための申入（実質上の質問）を行った（資料3）。

4、オンブズマンとしてのひきつづく申入

(1) 2019年9月2日の申入に対し、川崎市はオンブズマンに2019年10月11日付でその回答を行った（資料4）。

これにつきオンブズマンは直ちにその回答内容につき検討に着手した。

ところが、2019年10月に大型台風19号に関し、狩野川台風以来の大型台風になるとして、連日、気象予報が発せられ、市民への避難呼びかけや、至近の避難移動が不可能なときは、居住建

物内の上下の移動、すなわち、1階からより高い2階以上の移動が呼びかけられるところとなった。

この気象予報に連動して、川崎市も市民ミュージアムの管理問題について、同年10月8日から川崎市の担当部局と同施設館長との間で密接な連絡を取り合い、その対策のための協議を開始した（資料6添付の別紙2）。

しかし、市民ミュージアムに係る収蔵品管理の誤まり、および内水氾濫への対応の不十分さから、川崎市と指定管理者は、2019年10月12日に至り、台風19号の襲来に伴い、市民ミュージアムに重大な浸水被害を蒙り、当時のマスコミ報道では、建物関係と収蔵品など実に72億円に達する被害を受けるところとなった（資料6添付の別紙1、資料16、18）。

そこで、オンブズマンは、台風情報に係る検討を行い、2019年12月4日に川崎市に対し、以下のとおりの申入を行った（資料5）。

収蔵品の財産管理の申入内容

一部のくり返しを恐れずそのまま引用すると（但し、注は追記）オンブズマンの申入内容は次のとおりとなっている。

「市民ミュージアムは、そもそも所在地に池などが存在する湿地帯に立地し、川崎市策定のハザードマップでは、「5～10m」の浸水深で浸水想定は最大で10mとなっています。

従って、考古・歴史資料、ポスター、写真、漫画関係資料、映像（映画、ビデオ）関連資料など26万点にも及ぶ貴重な文化財を数多く収蔵しているミュージアムとしては、これに対応した十二分な浸水対策（注、事前の予防対策としては、多摩川の越水による浸水であると、内水氾濫による浸水であることを問わない）を講じて適切な収蔵品管理を行うことが要求され、それが地方自治法242条に規定された財産管理となっているところです。

すなわち、一部報道にあるとおり従前から施設関係者から「収蔵品は上層階に移すべきである」（資料16）との指摘がなされたということであり、その指摘からしても、あるいはその指摘を待つまでもなく、本来的に地下倉庫での収蔵、管理などということはありません。

ちなみに、過去の被害の教訓から栃木県小山市所在、白鷗大学総合図書館大行寺分館は、地下が約40cm、1階が約3cm浸水したものの、地下にできるだけ、図書類を置かないという措置を講じ、かつ、台風19号襲来時には、学生らが自主的に地下と1階にあった図書類等を上階に移動した結果、被災を免れた、と報道されています（資料15）。

川崎市市民ミュージアムは、前述したとおり、貴重な文化財を収蔵しているのであり、より一層、浸水被害に対応した収蔵管理が行われるべきであり、少なくとも、2014年川崎市策定のハザードマップで、浸水深を「3～5m」と想定したことに対し、2018年3月には、川崎市としてこれを「5～10m」と改定したのであり（公知の事実）、その改定（注 浸水被害の危険性の増大）に対応して、市民ミュージアムの収蔵品管理は、当然、見直され、地下収蔵は避けるべきところになっていました（注、多摩川の越水による浸水、内水氾濫の浸水を問わない）。

ちなみに、川崎市市民ミュージアムは、1988年11月に開館し、その後の2017年4月1日からは、指定管理者制度の導入にともなって、指定管理者としてアクティオ・東急コミュニティー共同事業体を選定し、その上で、川崎市は前記共同事業体との間で「川崎市市民ミュージアムの管理運営に関する基本協定書」を締結し、その運営を従前の「直轄」方式から委託管理方式に変更するところとなりました。

市民ミュージアムの収蔵方法は、①寄託、②寄贈、③購入の3つがあり、そのうち、②寄贈、③購入に係る収蔵品についても川崎市の貴重な財産であり、その収蔵品の管理には十二分な浸水対策がとられるべきであり、ましてや、①の寄託に係る収蔵品は、寄託者に所有権は留置されているのであり、なお一層の管理責任を負っているところとなっています

以上を前提にして、市民ミュージアムの収蔵品の現状の管理（地下倉庫管理）は、地方自治法242条で規定する「違法、不当な財産管理」もしくは「違法、不当に財産管理を怠る事実」に該当すると判断されます。この点について川崎市としてはどのように判断しているのか、その考え方を明示して下さい。

そして、現状の管理方法に対する、改善策を提示して下さい。」

これに加えて、オンブズマンは、指定管理者問題についても、以下のとおり申入をした。

「台風19号で、市民ミュージアムの9つの収蔵庫が冠水し、収蔵品に多大な被害を及ぼしたことは、すでに述べたとおりです。川崎市は、まずもって、その浸水被害の全容を解明し、市民に対し、浸水被害の実態、浸水履歴を明らかにすべきところとなっています。

そのことを前提にして、指定管理者制度に関連して、以下のとおり、質問します。

- (1) 川崎市は、市民ミュージアムの指定管理者に対して、中原区のハザードマップで浸水する区域に立地している市民ミュージアムについて、指定管理者に対し、暴風雨また台風被害を想定して、事前対策としてどのような施策を講じるよう指示したのか、文書等を開示の上、明らかにされたい。
- (2) 川崎市は、市民ミュージアムの指定管理者に対して、協定書または仕様書の中で、水害の防災と損害が発生した場合の責任について、どのように明記しているのか、協定書、仕様書を開示の上、明らかにされたい。
- (3) 指定管理者は火災訓練以外に、水害対策についてどのような訓練を行っているのか、マニュアルまたは対応に関わる書面を開示の上、明らかにされたい。
- (4) 市民ミュージアムの収蔵品管理とその権限は、川崎市として指定管理者に委任して代行させているものですが、指定管理者に今回の収蔵庫までの冠水と収蔵品の浸水にまでいたった経緯とその対応策につき、2019年10月11日から12日の対応及び一連の日程の対応（当事者の対応を含む）につき、時系列で示した報告書を作成させた上で、市民に開示するよう求めます。」

とした。さらに、それに加えて

「今般の台風19号では、収蔵庫まで冠水するという未曾有の被害が生じました。

かわさき市民オンブズマンは、川崎市が責任をもって、その修復作業に取組み、現在の収蔵品を1点ずつ、その状態を写真に記録し、今後の保管場所、保管方法等を含む収蔵品管理のシステムを構築し、貴重な収蔵品の安全、適切な収蔵、管理体制が確立することを期待しているところです。

その際には文化庁の技術的指導のもとに、状態が悪いものを廃棄だけするのではなく、何を廃棄したかも適切に記録し、収蔵品が修復されるまでの過程についても、曖昧にことを処理せず、そして失ったものが判別できなくなならないように、これまで作成されたリスト、年間活動報告に毎年記載された購入、寄贈、寄託資料とも照合して対処するよう求める次第です。」

とし、川崎市に対し、2019年12月20日までに回答するよう求めるところとなった。

5、財産管理の違法、不当性、もしくは財産管理を怠る事実について

(1) 川崎市の回答は、オンブズマンが要望した期限には間に合わず、2020年1月16日に行われた(資料6)。

しかし、川崎市の回答は、申入(質問)内容に正面から答えるものではなく、きわめて不誠実、不十分なものであった。

そこで、オンブズマンは、再びこの川崎市回答の不十分さを指摘して2020年3月5日に再々度の申入書及び同申入書(その2)を交付して、要望する回答期間を2020年3月31日としてその申入を行った(資料10、11)。

しかし、川崎市からは、前記期間までに回答はなく(資料12)、オンブズマンは、コロナ問題での現下の情勢を考慮して、同年5月11日に至り、同日付文書でその回答の督促を行った(資料13)。

これに対し、川崎市は、5月12日付文書で「6月中旬までに回答する」との連絡を行うところとなった(資料14)。

そこで、オンブズマンとして前記期日までその回答を待つこととしたが、川崎市は2020年6月9日付でその回答を行った。

しかし、回答内容は、2020年1月16日付回答と同様にきわめて不誠実、不十分なものであった(資料22)。

(2) 以上の経緯に立っていうと、台風19号の襲来に係る市民ミュージアム収蔵品の水没被害、浸水被害は、収蔵品の管理責任を負う川崎市長及び関係職員並びに指定管理者が地方自治法242条第1項に規定する財産管理につき、その管理を違法、不当に行ったもの、もしくはその財産管理に怠る事実があったというほかない。

川崎市長は地方自治法第148条により自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法149条5号では会計を監督し、同6号では財産を取得し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。なお、収蔵品の管理責任を直接的に負うのは市民文化局長及び市民文化局市民文化振興室文化施設担当課長であり、川崎市長は、当該職員に対する指揮監督責任を負うことから責任が存在するところである。また、指定管理者は前記基本協定書第18条に基づく善管義務に係る債務不履行責任を負うものである(両者の関係は、不真正連帯の関係である)

以下、一部くり返しがあるが詳述する。

(3) 地階(下)収蔵の誤まり

①2020年1月16日付川崎市回答書(資料6)添付の別紙1に係る資料(令和元年12月5日の報道発表資料)は、「台風19号による浸水被害への対応状況」として、浸水被害を受けていない収蔵品約31,000点について、その内訳として

館外貸出	83点
1階特別資料室	375点
2階常設展示室	754点
昔のくらし展	130点
のらくろ展	183点
3階など館内	約29,800点

と明記している。

「地階にある9つの収蔵庫も全て浸水し、多くの収蔵品に浸水被害を確認」した、とする地階収蔵の収蔵品の浸水被害と対比しても明らかのとおり、館外貸出の収蔵品とは別に、1階ないし3階等に展示、保管されていた収蔵品については、浸水被害は受けていないことが川崎市発表でも明らかとなっている。

すなわち、この一事をもってしても、収蔵品の地階収蔵の誤まりは明らかである。

②川崎市は、2016年（平成28年）4月に、前記回答書添付別紙4の資料にあるとおり、「川崎市民市民ミュージアム指示管理仕様書」を策定し、同仕様書に基づいて、指定管理者の募集を開始した。

この募集に応募したのは、従来、市民ミュージアムを運営してきた公益財団法人川崎市生涯学習財団と乃村工藝社の共同事業体である「市民ミュージアム運営パートナーズ」と、「アクティオ・東急コミュニティー共同事業体」の2者で、最終的には、川崎市は、両者の提出した事業計画書の内容を検討した上で、指定管理者としてアクティオ・東急コミュニティー共同事業体を選定した。

アクティオ・東急コミュニティー共同事業体が、前記応募にあたり提出したのが「川崎市民ミュージアム指定管理者事業計画書」で、その8頁には、「『博物館コミュニケーターシステム』の開発導入により新たな展示を実現」として、「展示において、新しく受入れる資料はもちろんのこと、既存の博物館資料を基本として、手軽に多彩な資料情報を提供できる仕組み『博物館コミュニケーターシステム』を開発導入し、これを活用した展示を行います」（すなわち、「博物館資料管理システム」の導入と全ての収蔵品のデータ管理を指す）と明記されている。

他方、その115頁には、災害時の危機管理体制、安全管理についての記載があり、今回の台風19号に関連する記載としては、防災の基本として

「ハザードマップ確認」

が明記されている。

③これとの関連でいうと、かわさき市民オンブズマンは、2019年12月4日付申入書で、従前の申入内容をふまえて、川崎市と指定管理者の財産管理の責任を追及して、以下のとおり申入（質問）を行った（注は、前述のとおり）（資料5）。

記

収蔵品の財産管理について

市民ミュージアムは、そもそも所在地に池などが存在する湿地帯に立地し、川崎市策定のハザードマップでは、「5～10m」の浸水深で浸水想定は最大で10mとなっています。従って、考古・歴史資料、ポスター、写真、漫画関係資料、映像（映画、ビデオ）関連資料など26万点にも及ぶ貴重な文化財を数多く収蔵しているミュージアムとしては、これに対応した十二分な浸水対策を講じて適切な収蔵品管理を行うことが要求され、それが地方自治法242条に規定された財産管理となっているところです。

すなわち、一部報道にあるとおり従前から施設関係者から「収蔵品は上層階に移すべきである」との指摘がなされたということであり、その指摘からしても、あるいはその指摘を待つまでもなく、本来的に地下倉庫での収蔵、管理などということはありません。

ちなみに、過去の水害被害の教訓から栃木県小山市所在、白鷗大学総合図書館大行寺分館は、地下が約40cm、1階が約3cm浸水したものの、地下にできるだけ、図書類を置かないという措置を講じ、かつ、台風19号襲来時には、学生らが自主的に地下と1階にあった図書類等を上階に移動した結果、被災を免れた、と報道されています。

川崎市市民ミュージアムは、前述したとおり、貴重な文化財を収蔵しているのであり、より一層、浸水被害に対応した収蔵管理が行われるべきであり、少なくとも、2014年川崎市策定のハザードマップで、浸水深を「3～5m」と想定したことに対し、2018年3月には、川崎市としてこれを「5～10m」と改定したのであり、その改定に対応して、市民ミュージアムの収蔵品管理は、当然、見直され、地下収蔵は避けるべきところとなっていました。

ちなみに、川崎市市民ミュージアムは、1988年11月に開館し、その後の2017年4月1日からは、指定管理者制度の導入にともなって、指定管理者としてアクティオ・東急コミュニティー共同事業体を選定し、その上で、川崎市は前記共同事業体との間で「川崎市市民ミュージアムの管理運営に関する基本協定書」を締結し、その運営を従前の「直轄」方式から委託管理方式に変更するところとなりました。

市民ミュージアムの収蔵方法は、①寄託、②寄贈、③購入の3つがあり、そのうち、②寄贈、③購入に係る収蔵品についても川崎市の貴重な財産であり、その収蔵品の管理には十二分な浸水対策がとられるべきであり、ましてや、①の寄託に係る収蔵品は、寄託者に所有権は留置されているのであり、なお一層の管理責任を負っているところとなっています。

以上を前提にして、市民ミュージアムの収蔵品の現状の管理（地下倉庫管理）は、地方自治法242条で規定する「違法、不当な財産管理」もしくは「違法、不当に財産管理を怠る事実」に該当すると判断されます、この点について川崎市としてはどのように判断しているのか、その考え方を明示して下さい。

④ところで、2019年12月4日のかわさき市民オンブズマンの前記申入に対し、川崎市を代表して応じた永石健文化施設担当課長（前記12月5日付報道発表は永石課長が担当）は、オンブズマンの申入に極端な不快感を示し、多摩川の越水水害を想定する「ハザードマップ」の指摘は、台風19号被害に関しては該らないとの趣旨の回答を行った。

しかし、オンブズマンは、多摩川の越水に限らず、浸水被害の発生の危険性が大である湿地帯に位置する市民ミュージアムの防災対策にあつては、内水氾濫による浸水被害も想定して、ハザードマップ（改訂）を勘案してたえず、その検討を行い、また、台風の規模に対応して、つねに浸水対策、防災対策の検討を行うべきだと指摘し、ましてや、オンブズマンとして2019年9月2日付申入書では収蔵品の地下収蔵が危険であるとの認識の上で、収蔵場所の情報開示を求めているのであり、その時点においても川崎市としてその収蔵場所の見直し検討は、必須のものとなっていたと指摘した。

その後、オンブズマンが調査したところ、アクティオ・東急コミュニティー共同体作成の前記「事業計画書」には、「ハザードマップ確認」が明記され、浸水対策に係る防災対策の基本に置かれるべきことが明らかになっている。

そうだとすると、「浸水被害を受けていない貯蔵品」は、地階（下）収蔵でなく、1階以上の上層階に収蔵されていたという事実を直視し、「ハザードマップ」の確認に基づく浸水被害対策につき、市民から付託されて貴重な文化財の収蔵管理にあたる川崎市、具体的には、川崎市長及び関係職員並びに指定管理者としては、収蔵品の地下収蔵庫の管理は、地方自治法242条の規定に照らすと、

違法、不当な財産管理というべきであり、そしてまた、それは、「違法、不当に財産管理を怠る事実」に該当するというしかない。なお、指定管理者としては、基本協定書第 18 条の善管義務違反がある。

収蔵品の管理責任の明確化なしに今後の収蔵品管理の改善策の検討は進むことはない。

(4) 浸水被害に対する対応の誤まり

①収蔵品の地下収蔵の誤まりは明白であるが、それと同時に台風 19 号は狩野川台風並みもしくはそれ以上の台風として、台風襲来の数日前から気象予報が発せられ、大型台風襲来の現実性、危険性は、マスコミ報道を通じ市民、国民にも周知され、その事前の防災対策が強調された。

それとの関係で前記回答書添付の別紙 2 の資料を検討すると、次のことが指摘できる。

同資料によると、川崎市としては 2019 年 10 月 8 日 12 時頃から台風対策に着手し、次いで「2019 年 10 月 12 日 18 時頃」には「(風雨が強まった) 当該時点では、特設の異常がないことが確認」されたと記載され、次いで、「2019 年 10 月 12 日 21 時頃」の連絡内容として「20 時頃地下中央監視室で膝上 60 センチまで浸水」として、その当時の被害発生状況が記載されることとなっている。

さらに、2019 年 10 月 12 日 20 時頃において、市民ミュージアムの被害発生が確認されている。

他方、大型台風の襲来は、数日前から予測されていたのであり、川崎市として収蔵品管理に係る防災対策として事前に万全の措置を講ずる必要があったところ、この事前の対策としては、「2019 年 10 月 8 日 12 時頃」に「台風 19 号の進路・勢力の状況を踏まえ」「休館を含めた検討を依頼」したとし、以後、川崎市と市民ミュージアム（指定管理者）間のやりとりは休館に向けたやりとりのみが行われ、そののち、時が推移し、「2019 年 10 月 11 日 12 時頃」の記載として、「10 月 12 日（土）、13 日（日）に臨時休館」することとした、として、そのやりとりが行われたことを記載している。

すなわち、ここにおける川崎市と市民ミュージアム（指定管理者）との間のやりとりは、「休館問題」に終始し、市民から付託された貴重な文化財の管理・保管についての防災対策の点検、確認はもちろん、とりわけ多数の収蔵品が地下収蔵されていること及び収蔵品の防浸対策には全く眼が向いておらず、その結果、会館職員等を配置しての地下（階）から上層階への収蔵品の移し替えについて全くその配慮の眼が向いていないことが明らかとなっている（前述した白鷗大学総合図書館の事例参照）。

これを具体的にいうと、市民ミュージアムには学芸員、総務、事務職等、常勤職員が約 20 名いるとのことで、そして、会館には、超大型エレベーターが 2 台、超大型台車 4 台、中型台車 6 台常備されている。従って、職員を早期から現場配置し、エレベーター等の機材を利用して、収蔵品を地下から上層階へ移動することが重要であったし、その時間的余裕も十分にあり、そのことにより浸水被害を未然に予防することは可能であった。

すなわち、この点においても、川崎市の収蔵品管理に係る「違法、不当な財産管理」もしくは「違法、不当に財産管理を怠る事実」があることは明らかである。

ちなみに、回答書添付別紙 4 の資料（消防計画）によると、この計画は火災や震災対策が中心で、末尾に「X その他の災害対策について」として、大雨・強風等に係る対策を載せている。

そして、その最後に「地下部分への浸水危険がある場合」に関して

- (ア) 資器材の点検、排水ポンプ
- (イ) 地下部分への立入制限
- (ウ) エレベーターの使用制限

が列記されている。

前記別紙2の関係で前述した、「(2019年10月12日記載欄)20時頃、地下中央監視室で膝上60センチまで浸水」し、のあとにつづく「人命にかかわるので、その時点では、地階から退避するしかないと考えられたため、安全確保を最優先し、職員4人全員3階へ退避したとの連絡があった」との記載は、前記(イ)「地下部分への立入制限」に対応する措置と推測される。

一方、「地下部分への浸水危険がある場合」の対策としては、前記(ア)(イ)(ウ)の対策が記載されているだけで、その記載からして川崎市(川崎市長及び関係職員)並びに指定管理者は、収蔵品の地下収蔵にどう対処するかについては、全くその対策を立てておらず、そもそも川崎市(同)と指定管理者は、収蔵品の地下収蔵は全く予定していなかったのではないかと推測されるし、そうだからこそ、地下収蔵の収蔵品についての上層階への移動やその防災対策が明記されていなかったものと考えられる。

いずれにしても、川崎市(川崎市長並び関係職員)として収蔵品の上層階への移動措置に関し、違法、不当な財産管理、もしくは財産管理に「怠る事実」があったことは争いのない事実といつてよい。また、指定管理者に基本協定書第18条に基づく善管義務違反があったことは明らかである。

(5) 浸水被害に対する対応の誤まりーその2

①回答書添付別紙4の資料は、「大雨・強風等に係る自衛消防対策」の欄で、「日常の大雨・強風対策、被害の未然の防止措置」として

ウ 土のう、排水ポンプの定期点検が記載されている。

そうだとすると、大雨・強風等対策として市民ミュージアムには日常的に土のうが用意され、その定期点検が防災対策として義務づけられるところとなっている。

一方、回答書添付2の資料によると、「市民文化振興室永石担当課長」と「大野館長」のやりとりでは、市民ミュージアムの休館問題が主要な電話のやりとりとなり、大雨・強風対策として、土のうを利用して防災対策をどう図ってゆくかの内容は一切出てこない。

ところで、市民ミュージアムの土のうは、どこに、どの程度の数量があり、その保管状況及び、今回の台風襲来時以前の日常的な定期点検の状況はどうなっていたのか、が具体的に検討される必要がある。

すなわち、保管記録、定期点検に係る資料が開示され、具体的に検討される必要がある。同様に排水ポンプの設置内容と日常的な定期点検は、どうなっていたのか、この点の具体的検討も必要となっている。

②聞き及ぶところによると川崎市中原区役所は、台風の襲来に備え、2019年10月8日頃の時点で中原区民に対し無償で土のうを配布するとして、中原区役所への土のう配布の申込受付を開始し、その申込に応じて土のうを無償配布をおこなった。

等々カ緑地関係でも、等々カグラウンド周辺の住民は、土のうの無償配布をうけて自宅前ないしは至近の道路上に土のうを積み、浸水被害を最小限に食い止めた、とのことである。

一方、川崎市及び指定管理者の防災対策は、人手を動員して道路周辺からみてやや低い土地に位置する市民ミュージアムについて、建物入口の道路上に予防的に土のうを積み、浸水被害を最小限に食い止める、すなわち、建物への浸水被害を軽減し、地下収蔵の収蔵品の被害を防止するという予防措置を講じていなかったのではないかと推測される。

川崎市が、その後明らかにした資料では、浸水被害の発生に伴って、地下収蔵庫入口部分に若干の土のうを積んだとの指摘はあるが（その土のう積みは、すでに手遅れの対処）、一方、周辺住民が行ったと同様の地上部に土のうを積み上げ浸水被害の軽減に努めた形跡は見当たらない。

6 むすび

前記（５）の主張は、追加的なものであるが前記（３）、（４）からして、川崎市及び関係職員並びに指定管理者の責任は明かで、これら関係者全てに対し、2019年の台風19号の襲来に起因する市民ミュージアムの収蔵品被害（原状回復修復費用、原状回復が不可能な収蔵品の被害実額並びに関係諸経費）につき、その賠償責任を負わせる必要がある。川崎市監査委員として、地方自治法第242条第1項に基づき、必要な措置を講じるよう勧告することを求める次第である。

なお、前記損害額については、当初マスコミ報道では市の見解をもとにして被害実額は約72億円のものぼるとされたが、現実の損害額については、オンブズマンの被害の全容解明、損害額の公表に係る申出（資料11、資料18、資料20）を受けたのちの現時点においても、そして台風被害が発生して有に半年以上経過した現時点においても、川崎市から損害の全容、原状回復して修復可能な収蔵品の全容、その場合の修復費用実額、修復不能で収蔵品自体の価値が喪失する収蔵品の実態、その場合の損害実額について、全く明らかにされていない。

しかし、このままズルズルとこの問題が推移することは許されず、収蔵品管理の責任の所在を明らかにし、早期に今後の収蔵品管理の防災対策の確立を明確化し、かつ、指定管理者制度の問題の所在を解明することは、地方自治法の趣旨からして必須のことと判断し、本監査請求に及んだ次第である。

事実証明書

- 資料1 公文書開示請求書
- 資料2 開示請求承諾通知書（部分開示）
- 資料3 申入書（2019年9月2日）
- 資料4 回答書（令和元年10月11日）
- 資料5 申入書（2019年12月4日）
- 資料6 回答書（令和2年1月16日）及び回答書添付の別紙1ないし別紙4に係る資料
- 資料7 川崎市市民ミュージアム指定管理仕様書
- 資料8 川崎市市民ミュージアムの管理運営に関する基本協定書
- 資料9 川崎市市民ミュージアム指定管理者事業計画書
- 資料10 再々度の申入書（2020年3月5日）
- 資料11 同申入書その2（同）
- 資料12 連絡文書（令和2年3月31日）
- 資料13 申入書（2020年5月11日）
- 資料14 連絡文書（令和2年5月12日）
- 資料15 新聞記事（2019年10月28日）
- 資料16 同（2019年11月10日）
- 資料17 同（2019年11月19日）

資料 18 同 (2019 年 11 月 20 日)

資料 19 同 (2019 年 12 月 3 日)

資料 20 同 (3 社分) (2020 年 3 月 6 日)

資料 21 同 (2020 年 5 月 18 日)

資料 22 回答書 (2020 年 6 月 9 日)

2020年6月25日

川崎市監査委員 殿

監査請求人

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 川口 洋一

同 篠原 義仁

住民監査請求書の補正

監査請求人は、2020年6月18日付監査請求書第6項6行以下につき、以下のとおり補正する。

記

川崎市監査委員として、地方自治法第242条1項を基礎に、具体的な財務会計法規としては地方財政法第8条が「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と規定しているところ、川崎市長及び関係職員の前述した行為は、これに違反し（不法行為責任）、指定管理者は、川崎市の前記財産管理につき、前記基本協定書でこれにつき委託され、同協定書第18条で善管義務を負っているところ、その義務に違反しているのであり（債務不履行責任）、そこで必要な措置を講じるよう勧告することを求める次第である。

請求人の陳述録

昨年の台風19号の襲来によって発生した川崎市市民ミュージアムの地下収蔵の収蔵品が被害を被ったその損害は、同施設の内水氾濫による被害の防止、収蔵品管理に責任を負う川崎市市長、関係職員と指定管理者にその責任があり、それらの者に対し、市として相当額の損害賠償請求を行うべきところとなっています。これが結論部分ですね。

その根拠は、川崎市市長と関係職員は、地方自治法242条及び地方財政法8条に規定する財産管理の責任であり、指定管理者については、川崎市市民ミュージアムの運営管理に関する基本協定書、証拠提出済みですが、その18条に基づく善管義務に係る債務不履行責任であり、両者の関係は、いわゆる不真正連帯の関係となっています。

住民監査請求書に詳細を記載しているので、以下、その要点につき補充的に述べます。

私たちの主張の骨子は、第1に、そもそも貴重な文化財を地下収蔵したことが誤りであったというもので、第2に、台風情報が広く事前に周知される中で、浸水対策に誤りがあったというものです。

以下、まず川崎市が内部検討の結果としてまとめ、本年4月に、川崎市が今日出した検証報告書を公表しました。その11ページに「施設スタッフが目視で確認したところ、市民ミュージアムへの水は主として、南側に立地するとどろきアリーナや、南西側に立地する21世紀の森、四季園側から流れてきており、これらの施設より低い位置にある市民ミュージアム側に流れ、地階と同じ高さにあった駐車場及びドライエリアで水を受ける形となっていた。施設スタッフによれば、水は『滝のような音』を出して地階に落ちていたとのことである。また、どろきアリーナ等に流れている水は、これらの施設からさらに南西の道路（市道宮内58号線）側から流れてきていることを確認した」と記載があり、市民ミュージアムと周辺土地との高低差がそのページの図8に示されています。

そもそも市民ミュージアムが立地されているこの地域は、池などが点在する湿地帯で、もともと谷地とかなんかがいっぱいあったのを少しずつ埋め立てて、まだ幾つかの池が残っているということのようですが、川崎市策定のハザードマップでは、5～10メートルの浸水深で浸水想定は最大10メートルとなっています。

我々の当初の応答の中ですが、川崎市の弁解では、ハザードマップは多摩川の溢水、私は多摩川水害、昔のときはそう言っていたのに、最近では越水というようなほうがポピュラーになりつつあるようですが、多摩川の溢水との関係で定められているということですが、その弁解に関わらず、本件地域が湿地帯で、多摩川の溢水、内水の氾濫に関わらず、本来的に浸水の危険性にさらされていることは間違いない事実です。

ましてや同じ湿地帯の中で市民ミュージアムは、川崎市も自認するとおり、周辺地域と比較しても高低差があり、すなわち、より低い位置に立地しているのであって、その危険性はより大きいものとなっています。

したがって、考古・歴史資料、ポスター、写真、漫画関係資料、映像（映画、ビデオ）関連資料など、26万点にも及び、貴重な文化財資料を数多く収蔵しているミュージアムとしては十二分に浸水対策、すなわち、事前の予防対策としては、多摩川の溢水、その浸水であろうと、内水氾濫による浸水であろうとを問わず、その対策を講じるべきところとなっていて、湿地帯に立地している市民ミュージアムの特質からして、地下収蔵などはあり得ないところとなっています。

私たちは、そのことの問題意識があって、当初情報公開のときに、収蔵場所はどこかというふうな情報公開対象にしたんですが、その問題意識で、誰が見ても、素人が考えても、地下収蔵は間違っている。その情報公開が出たその直後にこの災害が起きたんですが、あらかじめ素人の私たちでさえも、ここは危ないということ認識していました。

これを今回の被災状況を基に検討してみても、そのことは明らかです。川崎市発表では、館外貸出しのもの、1階、2階展示室、3階の館内に存在した収蔵品約3万1,000点は被災を免れています。すなわち、この一事をもってしても、収蔵品の地下収蔵の誤りは明白です。上に置いておけば何でもなかった。

この点を踏まえて、さらに監査請求書12ページ以下では、地下収蔵の誤りを証拠に基づい

て主張しています。繰り返しませんので御検討ください。

ちなみに川崎市は、本年3月6日付回答（資料22）で、「収蔵品については、温度湿度管理など、それぞれの特性に応じた最適な条件での保管が必要となるため、収蔵庫内での管理を前提としており、リスクを伴う収蔵品の移動は想定しておらず、指定管理者に対してマニュアル等の改善指導は行ってきてはおりません」。私に言わせれば、過失を認めたも同然の表現なのですが、さらに続けて「今後の市民ミュージアムについては、内水氾濫により浸水した現状、洪水浸水想定区域など立地条件をはじめ、施設の老朽化や収蔵品の状況などの課題を踏まえながら、施設のあり方について抜本的な見直しを行う必要があるものと考えております」と回答しています。この回答は、収蔵庫の特質、特性について述べるのみで、地下収蔵の必要性、必然性を主張するものとはなっていません。

確かに貴重な文化財を収蔵する以上、その収蔵庫の、分かりやすい表現で言うと、その品質は確保される必要はあります。しかし、しっかりした収蔵庫を造り、階上で収蔵することは可能なのであり、全国の同種施設においても、地上収蔵を行っている例も多々あり、地下収蔵は必然ではありません。むしろ市民ミュージアムの湿地帯に位置するという立地条件からして、さらにより低い土地ということからして、地下収蔵はあり得ないところとなっています。

回答の後段で、資料22ですね。洪水浸水想定区域などの立地条件等々を検討して、抜本的な見直しを行うとなっていますが、このことは今さら言える話ではなくて、市民ミュージアムの開設当初から分かり切っている立地条件です。当初から地下収蔵は間違っていたのです。

さらに言うと、ハザードマップの改定により、本件地域の危険性が増大したことに基づき、地下収蔵は再検討すべきところとなっていました。さらにさらに、内部職員からの地下収蔵の危険性を指摘する声を謙虚に受け止め、地下から地上への収蔵は必然のものとなっていたのです。それ以外のことは監査請求書を御覧ください。

次に、浸水被害対応の誤りについて補充的に述べます。

資料22の川崎市回答は、前述した第1項の記載に続けて第2項として、「前述のとおり、収蔵品については、温度湿度管理など、それぞれの特性に応じた最適な条件での保管が必要となるため、収蔵庫内の管理を前提としており、リスクを伴う収蔵品の移動は想定しておらず、移動等の対応は実施しておりません」と述べています。真っ赤なうそですし、これは自らの責任逃れのために言うんですが、この文書自体、矛盾があるので、これから指摘します。

前段の部分の不当性、地下収蔵以外だめという不当性については既に反論しました。ところで、収蔵庫内での管理を前提としているので、収蔵品の移動は想定しておらず、したがって、今回被災時に移動対応はしていないという回答について言うと、これは開き直りにも似た回答というほかありません。緊急時の対応が問題とされているこのことからして、これは回答にはなりません。この回答は、収蔵品は一旦地下収蔵したら、一切移動せず、地下収蔵し続けるというもので、全くナンセンスな回答です。

そもそも市民ミュージアム条例は、設置目的をうんぬんかんぬんうんぬんかんぬんで、これら収蔵品を「収集、展示、調査研究等を行うこと等により」以下、引用したとおりの条例の設定になっています。

したがって、第1に、博物館機能、美術館機能を有する市民ミュージアムでは毎年各種展示が行われ、市民をはじめとする多くの参加者に収蔵品を開示、展示しています。その場合、当然収蔵庫から展示室への移動は行っています。移動後、また地下収蔵に持って行きます。その移動も行われています。

第2に、収蔵品は調査研究にも資されていますが、この場合も必然的に収蔵庫からの移動は行われます。収蔵庫に入ったままで調査員がやることはないのであって、別の場所に移してじっくりその資料を見て調査研究するわけです。

第3に、前述した被災を免れた約3万1,000点の収蔵品について言うと、館外貸出しは83点で、これも収蔵庫から移動を伴うものです。

第4に、同じく1階ないし3階に存在した収蔵品、約2万9,800点のうち、館外貸出し83点

ですが、これについても、地下収蔵でなく地上に移動していた結果、被災を免れたということになっています。一旦地下収蔵した以上、移動は全くあり得ないとする川崎市の回答は誤りです。ましてや緊急時の対応としては落第というしかありません。

こうした川崎市の頑なな態度が今回の被災によって損害を発生させ、拡大させたのです。

台風19号は、狩野川台風並み、もしくはそれ以上の台風になるということで、台風襲来の数日前から気象予報が発せられた大型台風襲来の現実性、危険性は、マスコミ報道を通じ、市民、国民に広く周知され、その事前の予防対策が強調されました。連日、マスコミ、テレビでもラジオでも新聞でも、事前に国民はこうせい、あせいということで予防対策が強調されました。

台風上陸前からの避難場所への避難、それが無理でも、1階から上層階、2階、3階への垂直移動が強調されました。昨今のここ2～3日前の大雨情報でも、上に行け、上に行けという報道がなされているので、これは周知の事実です。

この避難、1階から上層階への垂直移動は、貴重な文化財である収蔵品に関して言うと、収蔵品の上への移動にほかなりません。監査請求書16ページ以下で、こうした常識的対応に反対した特異な川崎市の対応が、川崎市と指定管理者の間で行われたことについて詳述してあります。御覧ください。

川崎市、そして指定管理者には、収蔵品がかけがえのない財産、文化財であることについての認識が全く欠如しています。常識的な市民感覚で言えば、垂直移動でも同じことです。避難に当たっては、人命の優先とともに、貴重な財産、個人であれば、現金だ、預金通帳だ、はんこだ、人によっては先祖伝来の位牌だということは持ち出し、移動します。したがって、川崎や指定管理者に貴重な文化財に対する常識的認識があれば、これら収蔵品の移動を行ったでしょう。全く財産管理である常識的配慮が欠けているのです。貴重な文化財を市民から預かっている意識は川崎市にもない。指定管理者にもないということです。

私たちは10月8日以降の川崎市と指定管理者の動き、対応を川崎市の公表資料から列記しました。全く財産管理の意識がありません。貴重な財産という認識がありません。

他方、収蔵品移動のための人員、機材について言うと、監査請求申立て時には、常勤職員約20人だということだったんですが、市民ミュージアムの年表は、これ、毎年出ています。最終ページに職員の数、名前まで載っています。これはもうそちらで公にされているので、見てもらえばいいんですが、いや、必要で補充しろというのなら補充しますが、去年の直近の年表の中から拾い出すと、職員数は31名、指定管理者の職員数。これと同じ、去年までです。そういうことで、我々は20名とっていたらもっと多かったんですが、そういう人数がいます。

そして、超大型エレベーターが2台両サイドにあります。超大型台車は4台、うちの事務所のちっちゃな会議室ぐらいのエレベーターになるんだそうです。中型台車が6台常備されていて、人を動員し、この機材を使えば移動は対処可能となっています。すなわち、繰り返し言えば、緊急時対応は可能となっています。

ところが、現実はどうだったのか。10月8日から10月12日まで各日何人の職員が市民ミュージアムに出勤し、事前の予防対策に対処したのでしょうか。記録上から2人とか、初期のころ、多いときでも4人としか読み取れません。13日以降、被害が起こっていく上の、読み取れない、予防対策として受け入れられないので、これは増えていますが、除きますが、非常に対応が悪い。川崎市と館との対応は、副館長とのやり取りだけ、館長とのやり取りは一切出てこない。最高責任者は誰なのか、出てこない。川崎市の担当課長と副館長のやり取りのみ、人数も初期の頃2人、一番多いときで5人、本気で収蔵品を守ろうという意識が川崎市にも指定管理者にもないというふうに、私たちは川崎市の資料から読み取れます。そうでないのなら、出勤関係のものとか、どんな対策を練ったか、誰が、川崎市の人は現場に行ったか、証拠を出して反論してほしいと思います。

以上の次第で、私たちは、今回の水害被害について、川崎市、関係職員と指定管理者につき、財産管理の責任があることは明らかと考え、監査請求の申立てをした次第です。

なお、監査請求に当たっては、通常、私たちもそうしたかったんですが、損害額の確定作業を待って、実額を把握した上で幾ら幾らの損害賠償ということで監査請求を行いたかった

のですが、私たちの被害の全容解明、全被害の確定を早期に行うようにとの要求に対し、あるいは文化財を寄贈、寄託した人の要求に対し、私の寄贈したもの、寄託したものは、被害を受けたのか、受けていないのか、全然回答しない。我々の要求に対しても、川崎市当局と指定管理者は、全被害の把握、早期の公表について、その責務を果たしていません。

川崎市当局が公表した検証報告書、今日出した追加の資料23ですが、これは私たちの問題意識と合致したものとはなっていません。細かくは後で触れます。貴重な文化財の財産管理の明確な確定なしには、将来に向かっての真に意味ある対策は確立しません。責任の確立なしに有効な対策なんて立てようがない。責任を曖昧にしたままに今後の川崎市の予防対策は絶対実施できないと思います。私たちは正確な管理責任の確定、それに基づく今後の抜本的な対策が確立されることを願って、この監査請求に及んだ次第です。そもそももう事故から何か月たったんでしょうか。半年どころじゃない。被害の全容について早期に川崎市は公表し、その責任の所在を明確にすべきだと考えます。

まず1番目、数年来、大水害をもたらす大雨、台風は頻繁に発生しています。川崎市の防災情報ポータルサイトでも、大雨による低地の浸水被害は、件数こそ少ないものの、ほぼ毎年発生していると警戒を呼びかけています。川崎市のホームページでも水害の被害について公表しています。以下、その一部ですが、文部科学省、環境省、気象庁が作成した温暖化の観測変動とその影響によれば、1時間降水量50ミリ以上の雨は、1998年から2008年に239回にも及ぶ発生をして、50%増加という科学的な根拠があるのも事実です。以下、1991年から2013年まで、台風で実際に被害があった、川崎市がホームページで公表しているものは以下のとおりです。

2番目、川崎市は、防災情報を川崎市防災テレホンサービスや防災ポータルサイト、川崎市危機管理室ツイッターなどで情報を発信しています。雨水流入を防ぐため土のうが必要な場合は、各区の道路公園センターで無料配布されています。2019年10月9日、中原区役所道路公園センターでは、台風19号の接近により無料で配布し、月曜日から金曜日午前8時30分から午後5時まで、事前に連絡すれば土のうを受けることができました。

3番目、水防法改正に伴って、2004年に作成された洪水ハザードマップ、そして2018年3月に改定されたものが、市民ミュージアム3階の会議室のボード上に掲示されていました。

さらに2017年10月9日、11月5日、12月3日、全3回で川崎ヒストリー展の関連講座として、「川崎市中原区を見る・知る・知りあう『グラフィック・フォトレコーディング』」という市民参加型の講座を3階のミュージアムギャラリーで実施しました。これは中原区の古地図や古い写真、見たもの、聞いたもの、取材したことをイラストや地図、写真を壁に貼りながら情報を共有する手法で行ったものです。

その2回目の11月5日のテーマは「中原の昔の写真と今の写真～街の移り変わり・変わったもの～」でした。その際に、等々力緑地周辺の古地図の複製を掲示しました。多摩川流域の陸を掘る砂利採掘が続き、この辺りは8万坪に及ぶ7つの池ができ、最も大きい2号池を埋め立てて東急のグラウンドができ、1958年の川崎市都市計画による緑地整備されてきたことをこの古い地図で説明しました。川崎市市政ニュース映画でも、開館間近の市民ミュージアムの建築状況などを上映して解説いたしました。これは私と若年の学芸員で企画したものです。こうした貴重な地図や写真、ニュース映画などを保存して、市民ミュージアムの周辺の立地や川崎市の移り変わりを学び合うことは、この博物館の大きな役割です。

また、私が担当した2012年、ちょっと前ですが、12月8日と9日にTBSドラマの「岸辺のアルバム」の上映と、脚本家の山田太一さん、山田太一さんは川崎在住の方で、文化大使もされた方です。それと、プロデューサーの大山勝美さんのトークを行いました。そのときには、1974年9月の集中豪雨で多摩川の堤防が決壊して、家が濁流に流される当時の生々しいニュースも上映しました。山田さんはこのとき言いました。人は大切なことを忘れてしまいます。だから、映像で残して伝えていく必要がありますというふうにおっしゃっていました。

川崎市は指定管理者制度を導入して、アクティオ・東急コミュニティー共同事業体が市民ミュージアムの学芸業務を含めて採択されました。私は29年間、市民ミュージアムで学芸員の仕事をしてきました。副館長を任命されたが、1年で雇い止めになり、訴訟し、係争中で

す。私とほかの2名の正規の学芸員以外、学芸員の経験年数のある4名はほかの博物館にもう転職しました。その主な理由は、指定管理者になっても、同じ学芸員の業務でありながら給与が半分以下になり、集客を上げるイベント型の企画展を中心とする経営方針になったからです。

これはなぜこのように申し上げるかという、収蔵品に関しての意識がこのあたりから低下をしております。つまり、収蔵品を知らない人が学芸員をやりに、収蔵品の管理を怠ってきたのがこのときから始まっています。

そして、指定管理者となったアクティオ株式会社は、美術館としては到底あり得ない職場となったというのは2018年の3月です。館長、学芸部門、他の学芸員6名も次々と退職をいたしました。その後も休職者、退職者が続いて、離職率は40%を超えて、常に継続して事業を行わなきゃいけない博物館、美術館としては、もはや到底あり得ない職場となっていました。指定管理者となったアクティオ株式会社は、そもそも美術館を専門とする学芸員の業務実績がないにも関わらず、指定管理者となったことが学芸員の専門性を失わせて、収蔵品管理を怠っていく最大の原因があったということを強くここに主張させて、補足させていただきたい。

3番目に、川崎市が2020年4月8日に第4回川崎市民ミュージアム復旧等に関する庁内検討会議資料、これはお手元の資料ですね。この資料に公表している中で幾つか、結論から申し上げますと、収蔵品が被災した原因は私は3つあると思っております。

1つ目は、記録的な台風の雨量が多く、長く続いたこと、これはもう長く雨が続いたということが原因だと思うんですが、これはもう言うまでもありません。

2つ目は、市民ミュージアムの立地がハザードマップの浸水地域であることを認識しながら、川崎市は何も対策をしていなかったこと、これは再三申し上げていることです。

3つ目が、事前に市民ミュージアムの搬入口前、そして隣のアリーナの間の地面から低い位置の前になぜ土のうを積み上げて事前に防災対策をしなかったのか、そして収蔵品を避難させることすら検討もされなかったのかという点です。

その1つ目については、自然災害であるとはいえ、事前に予測される台風の抜本的な対策を講じていないということで、排水能力や治水整備などの都市型の水害対策は、科学的な根拠を基に川崎市は整備目標を定めずに、施設管理することを怠ったということです。

その根拠、これは資料4としてもう提出されています。令和元年東日本台風による市民ミュージアムの対応に係る検証報告書、これは川崎市がつくったものの27ページに、「台風による風雨への対応」で、イとして「過去の実績」に、ここからはその文章そのものですが、「今回のような建物への浸水被害は生じておらず、雨水に関しては既設の排水ポンプ等の設備や資機材で排水が行われていた」というふうに明記しておりますが、これは誤りです。2004年から2007年までというふうに言っていますが、特定ができましたので、ここで申し上げます。

2004年10月9日、このときに1階の映像ホールの非常口から浸水して、床上浸水したことがあります。これは事実です。その原因は、この非常口が地面から低くなっている階段で下がる構造になっていたがために、そこに水がたまり、そして映像ホール1階の床上浸水が生じたということです。これは地面が低いところの位置にくぼみがあったことで、そこに水がたまった。そして、既に市民ミュージアムでは床上浸水があったという大きな事実です。これは川崎市は改修をしていただいたと思うんです。そのときは私は勤務しておりましたので、はっきりと覚えていますし、手帳にも書いております。これは同僚に、もう辞めてしまいましたが、当時の映画担当だった、及び嘱託だった者からの証言も取ることができますし、そのことは明らかな事実なので、ぜひ調べて確認をしていただきたいと思います。

それから2つ目は、洪水ハザードマップの浸水地域であるからこそ、川崎市は等々力緑地周辺での防災対策の連携を取るべきところ、施設に対しても何の対策の指導をしていません。市民の財産を守るための税金の使途についても、なぜ30年も経って経年変化がひどい市民ミュージアムを、1年で4億3,000万の5年間で、かなりの金額の税金の指定管理の運営に決定したのか。もし5年間で21億5,000万、その間にこの観覧料については指定管理者の利益になるわけですね。ただし、これを大規模修繕や防災対策の費用に鑑みたときに、他都市で

は、もう28年、30年も経つような建物については、休館をさせて、展覧会事業を先送りして、それを削減した上で市民の財産を守るためにリニューアル、大規模修繕を普通やっているんですね。それをなぜ川崎市はやらなかったのかということをおつげ加えさせていただきます。

それから、2017年8月17日、これは川崎市市民文化振興室の担当者2名と指定管理者9名の月次報告会というものの議事録が残されています。この中に雨漏り状況がどうかという私の質問に対して、ゲリラ豪雨など集中した雨のときに漏れるとはっきりと記述されています。それから企画1、これは企画展示室1のことですが、ここにはバケツが常に置いてある。なぜならば雨漏りがしているからです。企画展示室というのは、借用物を借りてそこに展示をするときに、雨漏りがしたということは大変な大きな原因なわけですね。企画2はまだ点検ができていない。からトリ展というのはそのときにやった展覧会の名前なんですけれども、点検もできていなくて、雨漏りもしていたということがこの議事録には明確に記載されています。

このように、以前から企画展示室に雨漏りがあり、修繕し切れていないということは明らかで、これも事実です。そして、市民ミュージアムの修繕についても、雨漏りのほかに少なくとも水害対策に伴う整備、これは会議資料等の文書で再度確認の上、いろいろなその修繕計画、修繕を実施した資料、そして修繕した項目というものについては会議記録が残されています。そういったものを精査していただいて、十分な対策が行われたかどうかを検証していただきたいと思います。検証していただいて、雨漏りの防災という緊急的な修繕がされていなかったこと、この点については非常に大きな疑問が私にはあります。

例えばここに列挙してありますように、非常用の発電機、それから四季園、これは市民ミュージアムが、今回の雨が降ったときに水がたまり、そこから滝のように流れたところの1つです。この水車小屋の破損があった。それから排水ポンプ、これは何度も私は申し上げているんですが、7台が故障していて、それを直した。これは直したということの報告も事前に受けていますけれども、それについてと、それから蓄電設備、それから受水槽・高架水槽の不具合、それから駐車場スロープ天井の落下というのがありました。この6項目についてはその後改修されたんだと思うんですけれども、特に天井からの雨漏りについては、企画展示室と地下の整理室、この地下の整理室も雨漏りがありました。これも数回にわたって発生しているこの事実に対して、適正な措置が取られていないとするならば、二度と同じ過ちをしないためにも、丁寧な記録文書による調査をぜひともお願いしたいと思います。

それから3つ目は、市民ミュージアムの指定管理者が収蔵品の保全、管理のための対策をしなかった。これは市民ミュージアムの館長が事前に収蔵品を避難させる協議すらしなかったということです。それによって収蔵品を直接扱えない警備と設備担当者、これはどういう意味かといいますと、収蔵品を直接手にする、扱えるのは学芸員だけというふうに決まりがあります。したがって、4人がその当時残っていたとしても、収蔵庫の中に入って、収蔵品を避難させることはすぐできないということですね。そういったタイミングの中で、川崎市もアクティオ株式会社と株式会社東急コミュニティーの本社でも、何ら指示をする対策を講じてなかったということです。

それから、指定管理者アクティオ株式会社が作成した、これは事業提案書があり、その採択によって指定管理者が決まったものですが、そこには防災として、土のうを配備することと建物の内外、ここが重要なんですが、内外というのは、建物の外側と内側ですね。その定期巡回を行うことと書いてあります。建物の外の巡回をいつやったのかということは大きな疑問です。

しかし、今回の川崎市の報告書資料、これは資料4ということで、令和元年東日本台風による市民ミュージアムの対応に係る検証報告書の18ページです。これは10月12日の時点から既設設備及び資機材装備は、土のうは15個しかないと記しています。建物周辺から地面よりも低い場所は、これをもし2段積みで上げるとしても、土のうが15個しかありませんから、7個か8個程度しか積み上げることができないわけですね。そうならば、どんな根拠で土のうの数を決めていたのか。あれほどの建物の規模があるにも関わらず、15個の土のうでよかったのか、なぜ土のうが15個しかなかったのかというようなことは大きな疑問です。

今後の対策では、逆に、これは資料の31ページですけれども、「今回水の浸水があった範囲に現在設置している工事用のバリケード」、これはもう現在、この台風の後に設置をしていただいて、安全のためにバリケードがあるわけですから、そこを活用して「フェンスの下部に土のうを3段積みにする事で、敷地内への水の侵入を防ぐこととする」、これは対策としてまともなことだと思うんですが、なお、この土のうについては必要数660個、そして231個は準備済みとなっています。つまり、このぐらいの数がなければ、対策は取れなかったということになるわけですね。ということは、対策を取るための土のうの数の算出というのが問題があったのじゃないかというふうに指摘させていただきたいと思います。

それから搬入口、これはミュージアムの地下のところに入る入り口なんです、そこがスロープになって坂道になっていて、高さ3メートル以上もあって、それを下がっている地下の駐車場の周りに水が侵入するということ、構造から見れば、当然雨が降れば、高いところから低いところへ水が行くわけですから、目視して見れば分かるわけです。なぜ10月11日、これはもう12日前、つまり、台風がやってくるということの予想があっても、その前に土のうをある程度の数、外に配置できなかったということは、先ほどの土のうの数と併せて、ちょっと問題というふうに私のほうは指摘したいと思います。

これが被害を甚大にした、つまり、収蔵庫まで水が行かなければ、少なくとも収蔵品は守れたはず。ところが、収蔵庫の中も、9つの収蔵庫まで行ってしまったというのは相当の水が行ったということになるわけですね。これについては、原因が報告書の中では非常に曖昧で、建物の中の浸水水路が書かれていません。これについてはぜひ調べていただきたいと思います。

次に午前3時30分、外周にある川崎ブレイブサンダー、これについても資料に書いてあるとおり、アリーナのほうでの対応策、これは市民ミュージアムの対応がする前の1時間半前に対応していることが明確に記されています。市民ミュージアムの今度初動対応は、逆に1時間30分も遅く、そしてなおかつ、水が来たあたりで対応したということが事実だと思います。これはもう大変なことだったと思うんですが、再三申し上げているように、台風が来るというのは事前に分かっているものですから、それに対しての準備対策を怠っていたというふうなことを申し上げたいと思います。

以下、これはもう記述して、ここに文字としてお渡ししていますので、アリーナの状況についてはそこに書いてあるとおりのことが行われていた。したがって、アリーナは、同じような敷地の隣のところですけども、アリーナのメインフロアの2センチぐらいの床上浸水で、その災害を何とかとどめたということの事実。それから、構造上、市民ミュージアムの場合には、搬入口のところ、水がたまってしまって、それについては、水の量の多さによって被害が甚大になったということです。このことについては、やはり構造上の問題を実証的に検証していただいて、そのときに水がどのような経路で、建物の構造がどういうふうに入水したかということ、それを説明していかなければ、寄贈者や寄託者が納得できないということです。

それから、市民ミュージアムの対応についても書いてありますように、12日以降で、8時45分から午後6時までの報告がありましたが、それ以前のどのように準備したかの記載がありません。それから、館長が現場にはいなかったはずなので、電話で連絡をしていますが、現場で状況を見ないで連絡をしてどのように判断ができるのかということも大きな疑問です。

こういったようなことがあって、現場にいた職員4名が、建物周辺を災害対策マニュアルにあるとおりに定期的に外も巡回して、そして早目に見れば、水がどのぐらい来ていて、じゃ、そのときに市に連絡をして対策を講じていけば、もっと早くに甚大な被害を防げたんじゃないかというふうに思います。

それから、これが最後です。この被害者はもちろん市民なんです。寄贈者や寄託者や、そして開館以来、社会科推進事業というのは毎年小学生がこの時期にやってきます。それがもうやってきて見ることができなくなったわけですね。こういった大きな被害があったにも関わらず、その被害の責任というものが川崎市と指定管理者、そして特に、これは民間会社ですから、この数日の状況とその状態に関したことについてもう少し精査していただいと

きに、やはり協定書に基づいて、市民ミュージアムの運営に係る仕様書と、逆に被災後は全く違う業務になっていたはずです。ですから、ここで申し上げたいのは、被害があった原因と、被害があったその後のための支出、このことについて仕様書と予算はどのように決定されたのでしょうか。

それから、業務上の指揮命令系統も変わったはずです。川崎市が被災した市民ミュージアムの窓口となって、このときには、寄託者の中でフィルムを預けた者が、再三にわたってそのフィルムがどうなっているかということを探ねたにも関わらず、そのフィルムはどのようなものかということに全然回答していただくことがなかったということの報告を私は受けています。これは映画のフィルムですから、水に浸かったままですと、乳剤が剝離してしまつて、修復がだんだん難しくなってしまうんですね。ですから、早くに水から、缶の中にフィルムが入っているんですが、その缶を開けてフィルムの水を脱脂綿等で処置しない限り、どんどんどんどん劣化が進んでしまうわけです。

ところが、川崎市の場合には、こうしたフィルムを浸水したままの状態にしたままかなりの日数を、フィルムを救出することをしなかったということがあります。これは12月4日の時点で映画のフィルムは36%しか収蔵庫から救出されていない。これはなぜ救出されていないのか。これは当然その作業量と作業人員、手順というものがかなり大変だったと思うんですが、それもやっぱり被災の状況を詳しく報告する上で、被災後の報告書もきちっとしかなるべき調査を上げて作っていただきたいというふうに思います。

こうしたことで、そこに記載させていただいたとおり、やはり原因の追求については、もうちょっと丁寧に細かく、指定管理者という運営がどのように指示し、どのようなことで起きたかということも含めて精査をお願いしたいというふうに思います。

こういったことがもう二度と起こらないようにも、そして市民の財産を守っていただくように、今回のことに関しては、書類等を精査していただいて、今後二度とそのことが生じないように、川崎市が文化財を守るという、それで社会的な信頼を回復するように、ぜひとも明らかにしていただきたいとお願いしたいと思います。

関係職員の陳述録

住民監査請求の記載によれば、要求の趣旨は、川崎市監査委員が、川崎市長及び関係職員並びに指定管理者に対し、相当額の賠償を負わせるよう勧告するよう求めるものです。この請求に対する本市の考え方を説明するに当たり、論点を整理する必要があることから、住民監査請求書の請求の理由に記載された事項について、記載された順に本市として認めるか否か説明し、その上で否定する事項について本市の考え方を説明いたします。

第1章、1、「第1、請求の趣旨について」

川崎市市民ミュージアムに関わる内水氾濫の防止に関し責任を負うことについては否定します。この点につきましては、後で述べます第2章3（2）で御説明いたします。

「相当額の賠償」の存在を否定します。この点については、第2章3（4）違法性・不当性の有無についてで、あと第2章4（4）において御説明いたします。

2「第2章 請求の理由 4、オンブズマンとしてのひきつづく申入」について

こちらにつきましては、7ページに記載されている「収蔵品管理の誤まり、および内水氾濫への対応の不十分さ」について否定します。

また、8ページに記載されている「注、事前の予防対策としては、多摩川の越水による浸水であると、内水氾濫による浸水であるとを問わない」及び「注、多摩川の越水による浸水、内水氾濫の浸水を問わない」については否定します。

これらの点については第2章3（2）で御説明いたします。

右のページへ移りまして、3ページ、3「第2 請求の理由 5、財産管理の違法、不当性、もしくは財産管理を怠る事実について（2）」について

11ページに記載されている「その管理を違法、不当に行ったもの、もしくはその財産管理に怠る事実があった」については否定します。この点については第2章3（4）及び第2章4（4）で説明いたします。

4「第2 請求の理由 5、財産管理の違法、不当性、もしくは財産管理を怠る事実について（3）地階収蔵の誤り」について

こちらにつきましては、12ページに記載されている「この一事をもってしても、収蔵品の地階収蔵の誤りは明らかである」については否定します。

14ページに記載されている「本来的に地下倉庫での収蔵、管理などということはありません」及び「市民ミュージアムの収蔵品管理は、当然、見直され、地下収蔵庫は避けるべきところとなっていました」については否定します。

15ページに記載されている「地方自治法242条で規定する『違法、不当な財産管理』もしくは『違法、不当に財産管理を怠る事実』に該当する」及び「内水氾濫による浸水被害も想定して」については否定します。

16ページに記載されている「収蔵品の地下収蔵庫の管理は、地方自治法242条規定に照らすと、違法、不当な財産管理というべきであり、そしてまた、それは、『違法、不当に財産管理を怠る事実』に該当する」及び「指定管理者としては、基本協定書第18条の善管注意義務違反がある」については否定します。

これらの点については第2章3（4）で説明いたします。

5「第2 請求の理由 5、財産管理の違法、不当性、もしくは財産管理を怠る事実について（4）浸水被害に対する対応の誤り」について

17ページに記載されている「川崎市と市民ミュージアム間のやりとりは休館に向けたやりとりのみが行われ」、「防災対策の点検、確認はもちろん、とりわけ多数の収蔵品が地下収蔵されていること及び収蔵品の防浸対策には全く眼が向いておらず」及び「職員を早朝から現場配置し、エレベーター等の機材を利用して、収蔵品を地下から上層階へ移動することが重要であったし、その時間的余裕も十分にあり、そのことにより浸水被害を未然に防止することは可能であった。すなわち、この点においても、川崎市の収蔵品管理に係る『違法、不当な財産管理』もしくは『違法、不当に財産管理を怠る事実』があることは明らかである」については否定します。

18ページに記載されている「収蔵品の地下収蔵にどう対処するかについては、全くその対策を立てておらず、そもそも川崎市と指定管理者は、収蔵品の地下収蔵は全く予定していなかったのではないかと推測されるし、そうだからこそ、地下収蔵の収蔵品についての上層階への移動やその防災対策が明記されていなかったものと考えられる」及び「収蔵品の上層階への移動措置に関し、違法、不当な財産管理、もしくは財産管理に『怠る事実』があったことは争いのない事実とあってよい。また、指定管理者に基本協定書第18条に基づく善管義務違反があったことは明らかである」については否定します。

これらの点については第2章4(4)で説明いたします。

6「第2 請求の理由 5、財産管理の違法、不当性、もしくは財産管理を怠る事実について(5)浸水被害に対する対応の誤りーその2」について

こちらにつきましては、20ページに記載されている「(その土のう積みは、すでに手遅れの対処)」については否定します。この点については第2章4(3)で説明いたします。

7「第2 請求の理由 6 むすび」について

「川崎市及び関係職員並びに指定管理者の責任は明らか」及び「賠償責任を負わせる必要がある」については否定します。

また、住民監査請求書の補正書における「川崎市長及び関係職員の前述した行為は、これに違反し」及び指定管理者は善管義務に違反していることについては否定します。

これらの点については第2章3(4)及び第2章4(4)で説明します。

第2章に移ります。住民監査請求書記載事項に対する市の考えについて

1のミュージアムの概要ですが、設置時期は昭和63年(1988年)11月となっております。

あとはお読み取りいただければと存じます。

2の事実経過については以下のとおりとなっております。

おめくりいただきまして、9ページを御覧ください。

マニュアル等に基づく事前の準備についてでございますが、指定管理者は市と締結した基本協定書に基づき、防災に関する計画等を策定し、利用者の安全対策、施設の経年劣化による漏水対策、強風飛散対策を実施しており、今回の台風に対しても同様の備えを行いました。

マニュアル、設備、資機材等につきましては、こちらの下表にございますとおり、管理マニュアルや消防計画などを設置してございます。

おめくりいただき、10ページを御覧ください。

中央のイ 来館者への対応、来館者の安全を配慮し、休館も含めた検討を10月8日から行い、上陸前の10月11日には臨時休館を決定し、ホームページ等で周知を行いました。詳細につきましては表の中を御覧ください。

ウ 台風接近前の施設点検等、こちらにつきましては、台風による対応の実績を踏まえ、施設の経年劣化も考慮しまして、台風による風雨への事前対策を行いました。具体的には下の表に書いておりますとおり、排水溝の点検、清掃、あとルーフドレンの点検、清掃、排水設備(排水溝、各種槽、排水ポンプ)、あと土のうの点検等を行っております。

11ページを御覧ください。

風への対策といたしましては、強風による飛散対策といたしまして、ベンチ、バリケード、カラーコーン、ごみ箱等を建物内へ移動してございます。

漏水への対策としましては、漏水懸念箇所につきまして、給水マット、ウエス、バケツ等の設置を実施いたしました。

エ 台風接近後の対応につきましては、今回の台風の規模や予想進路等を踏まえまして、台風が上陸した10月12日は夜間の人員を増員して対応いたしました。2名から4名ということで対応しております。また、同日午前中から館内を点検し、漏水箇所等への対応を実施いたしました。また、当施設の立地場所が多摩川の洪水浸水想定区域に該当しており、10月12日午前には、多摩川の水位が急激に上昇し始め、さらに洪水警報も発表されたことを受け、氾濫等の緊急時に速やかに市との連絡が取れるよう、多摩川の水位についても随時状況の確認を行ってございました。

次に人員体制につきましては、この表に書いてございますとおり、先ほど申し上げましたとおり、通常の2名から4名、10月11日に増員をしております。

(イ)の状況確認及び対応でございますが、まず建物内の巡回強化ということで、建物内を巡回点検し、窓際から漏水している箇所等に順次対応をしております。

おめくりいただいて、12ページを御覧ください。

多摩川水位に関する情報収集、こちらにつきましては、10月12日、多摩川の水位情報をテレビ、インターネットで随時確認しております。

台風接近後の対応につきましては、館内への浸水確認後、土のうの設置や排水作業を実施しましたが、確認から30分後に大量浸水があり、以降の作業は不能となりました。行った作業につきましては、収蔵庫前へ土のうを15個設置、建物内の雑排水槽及び機械室内の排水槽のマンホールを開放し排水実施、20時以降の大量の浸水を受けて排水等の作業は不可能になりました。

(3)浸水の原因ですが、上下水道局によりますと、昭和57年に等々力水処理センターが稼働して以来、今回と同様の内水氾濫の被害は起きておらず、10月12日も等々力水処理センター及び等々力ポンプ場の排水機能は正常に作動しておりました。しかし、多摩川が計画高水位を超える過去に例のない河川水位となったことなどに伴い、等々力排水区内の自然排水区域の幹線の流下が滞ることにより、地盤高の低いマンホールなどから溢水したものであり、さらにその内水氾濫した水がより低い位置にある市民ミュージアムに大量に流れ込んだことが、今回の浸水の原因と考えられます。

(4)被害の状況ですが、ア 地階の浸水による被害、地階が全面的に浸水を受けたことにより、地階の諸設備に被害が発生いたしました。また、収蔵庫が浸水を受けたことに伴い、収蔵品約26万点のうち22万9,000点が被害を受けているものと考えております。

地階の設備被害状況につきましては、この表にございますとおり、収蔵庫、機械室、電気室、発電機室、中央監視室、その他といたしまして、エレベーター設備や薫蒸設備、収蔵品なんかについている虫や菌を殺すための施設なんです、その薫蒸施設が使用不能となっております。また、固定電話が使用不能となりました。

イ 地階以外の被害につきましては、台風の強風によりまして、2階の企画展示室や建物の外壁にも被害が生じました。企画展示室に通じる扉が風で外れてしまいました。地階以外の設備被害につきましては、企画展示室、展示室内から、ごめんなさい。こちらが今申し上げたものなんです、企画展示室内から建物外部につながる扉が破損ということで、あと展示室内の可動壁の一部が破損、外壁パネルの一部が剝離ということになっております。

地下収蔵庫での収蔵品管理が違法・不当であることについて

以下、(1)設置に至る経過、等々力緑地への立地は、当初は別々に検討が行われていた博物館と現代映像文化センターの両施設を合築する方針が出された昭和58年3月から、合築基本計画が策定された昭和59年3月までの間に決定したものと推定できるものの、当時の市当局、教育委員会及び企画調整局であります、立地場所を決定したこと以外に、立地の理由や決定の経過については確認することができませんでした。

また、収蔵場所については、温度湿度管理などの観点から、他都市においても事例の多い地下収蔵庫で管理することを基本計画の段階で決定したものと推定できます。

以下、こちらに書いてありますとおり、昭和55年、博物館構想委員会設置、昭和56年、博物館基本構想策定、昭和58年、博物館基本計画策定、昭和59年3月に(仮称)川崎市博物館・現代映像文化センター合築基本計画策定、昭和60年3月に建築基本設計完了、展示基本設計完了、昭和60年4月には市民ミュージアム準備事務室、昭和60年11月には建築実施設計完了、61年3月には展示実施設計完了、61年3月、建築工事着工、62年3月には展示工事着工、63年11月に開館という運びになっております。

浸水の予見性についてでございますが、市民ミュージアムが開館した昭和63年11月以降、市民ミュージアムが立地する中原区において、台風や集中豪雨によって短期間に150ミリ以上の雨量を記録したのは23回ございます。そのうち、今回の台風の257ミリを超える雨量を記録したのは7回ありましたが、今回のような建物への浸水被害は生じておらず、雨水に関しては、既設の排水ポンプ等の設備や資機材で排水が行われていました。

また、平成26年7月の集中豪雨の際に、地下駐車場に一時的に雨水が溜まりましたが、既設の排水ポンプにより排水が行われ、施設内には水は浸入いたしませんでした。

次に、内水氾濫についてでございますが、上記第2章2(3)で記載いたしましたとおり、多摩川が計画高水位を超える過去にない河川水位となったことにより、放流渠から多摩川へ排水される量が減り、その影響として自然排水区内における地盤高の低いマンホールなどから溢水したものと考えられます。

したがって、台風による風雨への対応としては必要な対策は取られていたものの、想定外の内水氾濫により浸水被害が発生したことから、今回の浸水を予見することは困難でした。

15ページに移ります。

ハザードマップへの対応については、本市の洪水ハザードマップは平成16年に策定されました。その後、平成27年に水防法が改正され、国土交通省の新たな浸水想定区域が公表されたことに基づきまして、洪水ハザードマップの策定作業が進められ、中原区版については平成30年3月に改定されました。

市民ミュージアムの周辺につきましては、平成16年の洪水ハザードマップでは想定浸水深は最大で3メートルから5メートルとされており、また、平成30年の改定後は、想定する降雨量が引き上げられたことを受けまして、想定浸水深は最大で5メートルから10メートルとなりました。

洪水ハザードマップにおいて想定された浸水深は、地階が完全に浸水するものであることから、人命の安全、被害の軽減を図ることを目的として、来館者、職員の地下部分への立入禁止、エレベーターの使用制限などの措置について定めた消防計画を策定していました。

また、施設の老朽化やハザードマップにおける想定浸水深への対応なども踏まえまして、令和元年度の全庁的な主要課題調整会議、いわゆるサマーレビューにおきまして、課題を共有し、次期指定管理の手續に着手する令和2年度末に向け検討を進めていくところでございます。

(4) 違法性・不当性の有無について

上記(1)で記載しましたとおり、設置に至る経緯については、立地の理由や決定の経過については確認できませんでした。しかしながら、収蔵品を管理する上では、温湿度管理のほかにも、火災、盗難、地震のほか、台風等の風水害においては、強風によるガラスの破損、停電によるセキュリティ解除等、様々なリスクを考慮する必要があります。また、全国の多くの博物館・美術館で収蔵品の管理を地下収蔵庫で行っていることを鑑みれば、収蔵庫を地下で管理すること自体が直ちに違法・不当となるものではないと考えます。

上記(2)で記載しましたとおり、予見可能性については、これまでの台風や集中豪雨において、今回の台風を超える雨量を記録しているケースが7回ある中でも、建物への浸水被害は生じておりませんことから、予見し得た事実への対処を怠ったことには該当しないと考えております。

上記(3)のハザードマップへの対応については、平成30年の改定作業を受けて、主要課題調整会議の場で課題を共有し、検討を進めようとしていた中で被災をしたものでございます。

以上の点から、地下収蔵が違法・不当とすることについて否定いたします。

台風襲来時における対応が違法・不当であるとする事について

(1) 予見可能性について、市民ミュージアムでは、台風接近時に、多摩川の水位に関してはテレビやインターネットで随時情報収集をしておりましたが、等々力排水区内の自然排水区域の幹線の流下が滞るなどによる内水氾濫が発生し、結果として、建物への浸水後に事態を察知することとなりました。内水氾濫は、上記3(2)に記載のとおり、これを事前に予見することは困難でした。

(2) 収蔵品の移動の可否について

台風接近時の対応といたしまして、収蔵庫が以下の性能及び機能を備えていることから、過去の台風や集中豪雨等の際でも、平常時と同様に収蔵庫内に保管することが資料保全には最適として対応してきました。

収蔵庫の性能及び機能、館内の各室の中で最も高い気密性（水や燻蒸ガス等）や耐久性を

備える、温湿度を一定に保つための機能、躯体壁と収蔵庫内壁との間に一定の空間を設けるほか、空調や木材の調湿作用も利用しており、外的環境に影響されない、③ハロン消火栓の設置など火災への備えがされている、④セキュリティ機能がある。

また、美術品等の収蔵品は、その扱いに細心の注意を払う必要があるため、通常、収蔵庫から移動する場合は、館内であっても専門知識や経験を有する運送業者または学芸員等が取り扱っており、未梱包の状態では保管されているものについては梱包するなど、多くの収蔵品を慎重に運ばなければならない、相当の手間と時間を要することとなります。また、収蔵品を地下収蔵庫から上層階に移動させるため、数日間かけて1階または2階の展示室のスペースに収蔵品を仮置きしていく場合には、台風通過とその前後の数日間、そのために展示室を閉鎖または市民ミュージアムを休館させる必要があり、現実的な対応ではないと考えております。

(3) 土のうの使用方法について

10月12日の19時30分に、地階の中央監視室にて設備員が駐車場側からの扉からの浸水を確認し、館内への浸水確認後に収蔵庫前に土のうを設置したことについては適切な対応であったと考えておりますが、内水氾濫による浸水については、上記(1)で記載したとおり、事前に浸水ルートを含めて予見することは困難であったため、外部での土のう設置箇所を事前に特定することは困難であったと考えております。

(4) 違法性・不当性の有無について

上記(1)については、上記「第2章2 事実経過」で記載したとおり、台風接近前の対応として、事前準備を含めた様々な対応を実施しており、予見し得た事態への対処を怠ったことには該当しないと考えております。

上記(2)で記載したとおり、収蔵品の移動については、約26万点に及ぶ収蔵品を短時間で移動させることは不可能であり、また、収蔵品の一部を移動させることも現実的な対応とは言い難いと考えます。収蔵品の移動には、温度・湿度の変化による収蔵品の劣化、カビの付着による収蔵品の汚損、移動の際に生ずる収蔵品の破損等のリスクが伴うほか、台風時には浸水被害以外にも様々なリスクを考慮する必要があることから、収蔵品を地下から移動させなかったことをもって、財産管理に違法性・不当性があつたことには当たらないと考えております。

上記(3)で記載したとおり、土のうの使用方法については、内水氾濫という想定外の浸水であったことから、これを事前に浸水ルートを含めて予見することは困難であり、土のうの使用方法等の対策を怠ったことには該当しないと考えます。

以上の点から、台風襲来時における対応が違法・不当であるとするについては否定いたします。

5 結論

今回の想定外の内水氾濫により収蔵品に被害が生じ、長期の休館を余儀なくされており、それにより市民の皆様にご心配、御迷惑をおかけしていることについては誠に申し訳なく、おわび申し上げますが、上記2章3(4)及び第2章4(4)のとおり、必要な対策をとっており、監査請求人の主張は当たらないと考えております。

また他方で、内水氾濫を原因とする浸水への対応ができていなかったという課題が判明したことから、今後は課題の解決に尽力していきたいと考えております。

以上でございます。